

高知県消防広域化に関する実務協議会  
第1回消防業務部会及び通信・システム部会  
※合同開催

日時：令和8年5月26日(火) 10時～12時  
場所：高知城ホール 4階 多目的ホール  
(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

3 部会長の選任

4 議事

(1) 主な協議・意見交換事項 【資料1、2】

※第1回高知県消防広域化に関する実務協議会及び方面別部会におけるご意見等を含む

(2) その他

5 閉会

**配布資料**

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】 主な協議・意見交換事項 P 1～23

【資料2】 実施計画案におけるその他の対応素案 P 24～33

【参 考】 高知県消防広域化に関する実務協議会規約 P 34～39

【別冊1】 第1回高知県消防広域化実務協議会におけるご意見等

【別冊2】 第1回方面別部会におけるご意見等

## 第1回消防業務部会及び通信・システム部会における主な論点

### < 消防業務部会 > P 1～18

P 2 職員配置に関する主な論点  
P 4 現行～二次統合時までの組織・職員配置イメージ（案）  
P 5～9 広域連合の組織構成（案）

- 1 組織構成や職員配置等の案
- 2 二次統合（指令業務の統合）で生まれる余力と再配置の具体化

P 10 消防団に関する事務

- 3 消防団事務の実施主体のあり方

P 13 車両装備等の整備水準の統一に関する主な論点

- 4 広域化後の車両等の整備に関する計画

P 17、18 サービスの充実・高度化

- 5 サービスの充実・高度化に資する取組

### < 通信・システム部会 > P 19～23

P 20 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に関する主な論点

- 6 移行計画やシステム等の仕様

P 23 各種業務システムの整備に関する主な論点

- 7 必要な消防関係システム及び行財政システムの整理

**高知県消防広域化に関する実務協議会  
消防業務部会及び通信・システム部会 部会員名簿**

(敬称略)

| 通し<br>番号 | 所属              | 職名     | 氏名     |
|----------|-----------------|--------|--------|
| 1        | 高知市             | 副市長    | 弘瀬 優   |
| 2        | 安芸市             | 副市長    | 植野 浩二  |
| 3        | 南国市             | 副市長    | 渡部 靖   |
| 4        | 土佐市             | 副市長    | 片山 淳哉  |
| 5        | 須崎市             | 副市長    | 梅原 健一郎 |
| 6        | 四万十市            | 副市長    | 武田 安仁  |
| 7        | 高知市消防局          | 消防局長   | 西川 宜孝  |
| 8        | 室戸市消防本部         | 消防長    | 多田 周平  |
| 9        | 安芸市消防本部         | 消防長    | 島崎 雅行  |
| 10       | 南国市消防本部         | 消防長    | 三谷 洋亮  |
| 11       | 土佐市消防本部         | 消防長    | 真鍋 卓也  |
| 12       | 土佐清水市消防本部       | 消防長    | 宮地 直道  |
| 13       | 香南市消防本部         | 消防長    | 藤田 博三  |
| 14       | 香美市消防本部         | 消防長    | 野口 正一  |
| 15       | 高吾北広域町村事務組合消防本部 | 消防長    | 徳弘 信也  |
| 16       | 高幡消防組合消防本部      | 消防長    | 佐々木 義人 |
| 17       | 仁淀消防組合消防本部      | 消防長    | 伊藤 実   |
| 18       | 幡多中央消防組合消防本部    | 消防長    | 鳥谷 英正  |
| 19       | 幡多西部消防組合消防本部    | 消防長    | 桑原 一   |
| 20       | 嶺北広域行政事務組合消防本部  | 消防長    | 川村 諭   |
| 21       | 中芸広域連合消防本部      | 消防長    | 竹内 誠祥  |
| 22       | 高知県             | 危機管理部長 | 江渕 誠   |

※消防業務部会及び通信・システム部会の部会員は同一

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回消防業務部会及び通信・システム部会 出席者名簿

○部会員

(敬称略)

| 通し<br>番号 | 所属              | 職名  | 氏名     | 出欠等                            |    |
|----------|-----------------|-----|--------|--------------------------------|----|
|          |                 |     |        | 出席                             | 欠席 |
| 1        | 高知市             | 副市長 | 弘瀬 優   | ○                              |    |
| 2        | 安芸市             | 副市長 | 植野 浩二  | ○                              |    |
| 3        | 南国市             | 副市長 | 渡部 靖   | ○                              |    |
| 4        | 土佐市             | 副市長 | 片山 淳哉  | ○                              |    |
| 5        | 須崎市             | 副市長 | 梅原 健一郎 | ○<br>(オンライン)                   |    |
| 6        | 四万十市            | 副市長 | 武田 安仁  | ○(オンライン)<br>代理：防災まちづくり課長 安岡 栄治 |    |
| 7        | 高知市消防局          | 消防長 | 西川 宜孝  | ○                              |    |
| 8        | 室戸市消防本部         | 消防長 | 多田 周平  | ○                              |    |
| 9        | 安芸市消防本部         | 消防長 | 島崎 雅行  | ○                              |    |
| 10       | 南国市消防本部         | 消防長 | 三谷 洋亮  | ○                              |    |
| 11       | 土佐市消防本部         | 消防長 | 真鍋 卓也  | ○                              |    |
| 12       | 土佐清水市消防本部       | 消防長 | 宮地 直道  | ○                              |    |
| 13       | 香南市消防本部         | 消防長 | 藤田 博三  | ○                              |    |
| 14       | 香美市消防本部         | 消防長 | 野口 正一  | ○                              |    |
| 15       | 高吾北広域町村事務組合消防本部 | 消防長 | 徳弘 信也  | ○                              |    |
| 16       | 高幡消防組合消防本部      | 消防長 | 佐々木 義人 | ○                              |    |
| 17       | 仁淀消防組合消防本部      | 消防長 | 伊藤 実   | ○                              |    |
| 18       | 幡多中央消防組合消防本部    | 消防長 | 鳥谷 英正  | ○<br>(オンライン)                   |    |
| 19       | 幡多西部消防組合消防本部    | 消防長 | 桑原 一   | ○<br>(オンライン)                   |    |
| 20       | 嶺北広域行政事務組合消防本部  | 消防長 | 川村 諭   | ○                              |    |
| 21       | 中芸広域連合消防本部      | 消防長 | 竹内 誠祥  | ○                              |    |
| 22       | 高知県危機管理部        | 部長  | 江淵 誠   | ○                              |    |

○その他部会員

(敬称略)

| 通し<br>番号 | 所属  | 職名  | 氏名    | 出席方法 |
|----------|-----|-----|-------|------|
| 23       | 大川村 | 副村長 | 田淵 史剛 | 会場   |

○オブザーバー

(敬称略)

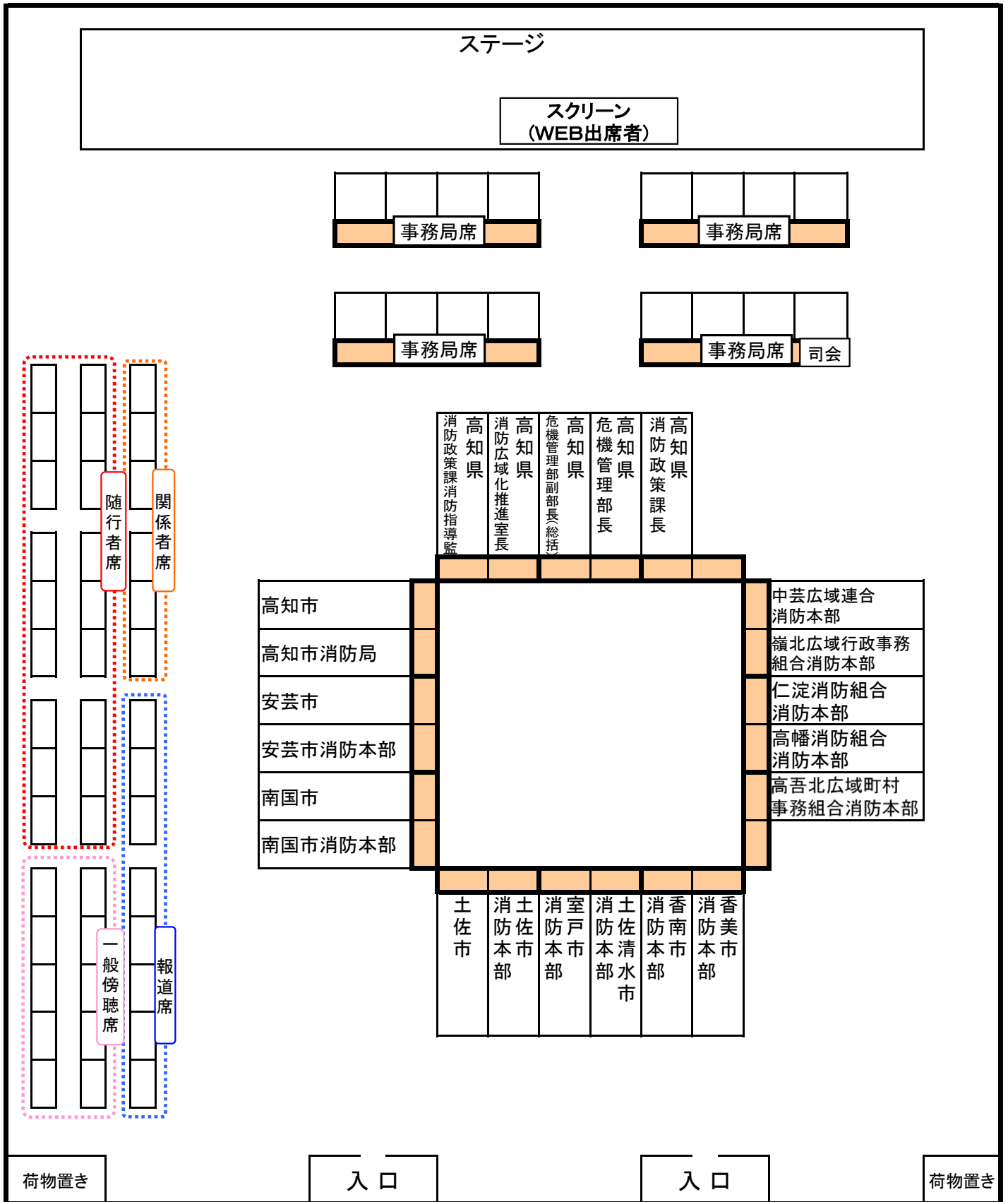
| 通し<br>番号 | 所属            | 職名      | 氏名    | 出席方法  |
|----------|---------------|---------|-------|-------|
| 24       | 総務省消防庁 消防・救急課 | 課長補佐    | 岩熊 俊介 | オンライン |
| 25       | 総務省消防庁 消防・救急課 | 広域化推進係長 | 岡元 大輔 | オンライン |

○事務局

| 通し<br>番号 | 所属                        | 職名      | 氏名     |
|----------|---------------------------|---------|--------|
| 26       | 高知県危機管理部                  | 副部長(総括) | 甫喜本 博貴 |
| 27       | 高知県危機管理部                  | 副部長     | 浜田 展和  |
| 28       | 高知県危機管理部                  | 消防政策課長  | 小笠原 隆  |
| 29       | 高知県危機管理部消防政策課             | 消防指導監   | 小松 長憲  |
| 30       | 高知県危機管理部消防政策課<br>消防広域化推進室 | 室長      | 藤本 直人  |
| 31       | 高知県危機管理部消防政策課<br>消防広域化推進室 | チーフ     | 三浦 雅仁  |
| 32       | 高知県危機管理部消防政策課<br>消防広域化推進室 | 主任      | 川村 考史  |
| 33       | 高知県危機管理部消防政策課<br>消防広域化推進室 | 主任      | 槇尾 カ一  |
| 34       | 高知県危機管理部消防政策課<br>消防広域化推進室 | 主任      | 山崎 博春  |

高知県消防広域化に関する実務協議会  
第1回消防業務部会及び通信・システム部会 配席図

日時: 令和8年5月26日(火)10時~12時  
場所: 高知城ホール 4階 多目的ホール





- 消防業務部会においては、以下の項目を優先的に議論。
- その他の項目は意見照会を行い、必要に応じてワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

## 優先的に議論する項目

- 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌、部隊運用  
⇒組織構成や職員配置等の案
- 消防団、消防水利、消防団との連携  
⇒事務の実施主体のあり方
- 消防力整備計画  
⇒広域化後の車両等の整備に関する計画
- サービス充実・高度化  
⇒サービスの充実・高度化に資する取組

## 第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方

5月下旬～6月中旬

- ・意向調査

6月中旬～7月初旬

- ・対応素案の意見照会
- ・意向調査及び意見照会の内容を踏まえて対応素案を修正

7月中旬～8月下旬

- 第 2 回消防業務部会・実務協議会において実施計画素案の提示

## (再掲) 消防業務部会での協議・意見交換事項

| 部会                        | 主たる任務<br>※基本計画第5章                 | 協議・意見交換事項(案)<br>※実施計画の記載項目         |
|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 消防業務                      | 9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項 | 9-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 ※2-1再掲 |
|                           | 10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項        | 10-1 消防団                           |
|                           |                                   | 10-2 消防水利                          |
|                           | 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項       | 11-1 消防団との連携                       |
| 11-2 防災部局との連携             |                                   |                                    |
| 11-3 消防協力団体との連携           |                                   |                                    |
| 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項 | 12-1 消防力整備計画 ※7-1再掲               |                                    |
|                           | 12-2 部隊運用等                        |                                    |
|                           | 12-3 サービス充実・高度化                   |                                    |

太字・・・特に優先的に議論するもの (財政負担に関わるものは赤字)



**基本計画**  
(R8.2時点)

広域連合発足時 (令和10年度～) は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。  
 全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能 (通信指令業務を除く。)を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。  
 二次統合時 (令和16年度～) は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

**職員配置に関する主な論点 (案)**

(1) 職員配置については、基本計画時と同様に、以下の考え方に基づき決定してはどうか。 ※詳細な役割分担は部会等で議論

① 法定協議会設置時 (令和 9 年度)

- ・ 法定協議会を運営するための要員を配置
- ・ 広域連合の設置準備 (規約改正、行財政システム整備等) のための要員を配置

② 広域連合設置時 (令和10年度)

- ・ 消防指令システム・消防救急デジタル無線の整備事業及び先行的共同事業を実施するための要員を配置
- ・ 消防本部機能の統合に向けた準備のための要員を配置

③ 全県での一次統合時 (令和11年度～)

- ・ 現行の消防本部 (146人) の管理要員、総務部門等の要員数の減少と警防・救急・予防要員の再配置等を見込む
- ・ 広域連合本部 (34人) と新設する方面消防本部 (94人) に要員を再配置し、消防署所の現場力強化にも充てる (18人)

④ 二次統合時 (令和16年度～)

- ・ 指令業務の統合により、旧消防本部の指令要員数の減少と、新たに設置する指令センターの要員数の増加を見込む
- ・ 署所で生じると見込まれる余力 (53人役程度) については、現場力の向上に充てると想定

**職員配置 <基本計画時からの主な変更点>**

(単位:人)

|             |    | 基本計画 (R7) | 実施計画案 (R8) | 変更点   |
|-------------|----|-----------|------------|---|
| ①R9<br>②R10 |    | -         | 20         | R9:法定協事務局<br>R10:広域連合事務局  |
| ③<br>R11    | 本部 | 41        | 41         | ・ 基本計画時と同様の考え方で配置<br><br>・ R7⇒R8増分 38人のうち、管理・総務部門等の増員 9名分は、方面消防本部に配置<br>残り29名は署所に配置 <P> |
|             | 方面 | 85        | 94         |   |
|             | 署所 | 1,086     | 1,115      |   |
|             | 合計 | 1,212     | 1,250      |   |
| ④<br>R16    | 本部 | 88        | 88         |   |
|             | 方面 | 92        | 101        |   |
|             | 署所 | 1,032     | 1,061      |   |
|             | 合計 | 1,212     | 1,250      |   |

※県職員 5 名 (R9～)、市町村職員 2 名 (R11～) 含む

(2) 上記の考え方に基づく職員配置に関するシミュレーション

別紙 4



**職員配置シミュレーション  
現行15消防本部別内訳**

- ・基本計画時 (R7) から、38人増
- ・38人のうち、管理・総務部門等の増9名分は方面消防本部に配置、29名は署所に配置

単位：人

| 消防本部      | 現行      |         | 全県での一次統合時    |           |                        |              | 二次統合時  |           |                        |              | 【参考】<br>指令統合<br>で生まれ<br>る人役 |      |
|-----------|---------|---------|--------------|-----------|------------------------|--------------|--------|-----------|------------------------|--------------|-----------------------------|------|
|           | 実員 (A)  |         | 実員 (B)       |           | 増減<br>(旧本部単位)<br>(B-A) | 増減<br>(方面単位) | 実員 (C) |           | 増減<br>(旧本部単位)<br>(C-B) | 増減<br>(方面単位) |                             |      |
|           | R7      | R8      | R7           | R8        | R8                     | R8           | R7     | R8        | R8                     | R8           |                             |      |
| 広域連合本部    |         |         | 41 →         | <b>41</b> | 41                     | <b>41</b>    | 88 →   | <b>88</b> | 47                     | 47           |                             |      |
| 中央        | 中央方面本部  |         |              |           | 37 →                   | <b>37</b>    | 37     | 44 →      | <b>44</b>              | 7            | ▲ 29                        | 7.0  |
|           | 高知市消防局  | 392 →   | <b>405</b>   | 336 →     | <b>349</b>             | ▲ 56         | ▲ 19   | 300 →     | <b>313</b>             | ▲ 36         |                             |      |
| 安芸        | 安芸方面本部  |         |              |           | 9                      | <b>9</b>     | 9      | 9         | <b>9</b>               | 0            |                             |      |
|           | 安芸市     | 38      | <b>39</b>    | 35 →      | <b>36</b>              | ▲ 3          | 0      | 34 →      | <b>35</b>              | ▲ 1          | ▲ 3                         | 1.5  |
|           | 室戸市     | 48 →    | <b>46</b>    | 46 →      | <b>43</b>              | ▲ 3          |        | 45 →      | <b>42</b>              | ▲ 1          |                             | 3.0  |
|           | 中芸      | 37      | <b>39</b>    | 33        | <b>36</b>              | ▲ 3          |        | 32        | <b>35</b>              | ▲ 1          |                             | 1.4  |
| 中央東       | 中央東方面本部 |         |              |           | 11                     | <b>14</b>    | 14     | 11        | <b>14</b>              | 0            |                             |      |
|           | 南国市     | 66      | <b>68</b>    | 61        | <b>61</b>              | ▲ 7          | ▲ 6    | 59        | <b>59</b>              | ▲ 2          |                             | 5.4  |
|           | 香南市     | 50 →    | <b>51</b>    | 44 →      | <b>46</b>              | ▲ 5          |        | 43 →      | <b>45</b>              | ▲ 1          | ▲ 5                         | 2.6  |
|           | 香美市     | 58      | <b>62</b>    | 51        | <b>56</b>              | ▲ 6          |        | 50        | <b>55</b>              | ▲ 1          |                             | 4.6  |
|           | 嶺北      | 37      | <b>38</b>    | 36        | <b>36</b>              | ▲ 2          |        | 35        | <b>35</b>              | ▲ 1          |                             | 1.6  |
| 中央西       | 中央西方面本部 |         |              |           | 9                      | <b>9</b>     | 9      | 9         | <b>9</b>               | 0            |                             |      |
|           | 土佐市     | 49      | <b>49</b>    | 46 →      | <b>47</b>              | ▲ 2          | 0      | 45 →      | <b>46</b>              | ▲ 1          | ▲ 3                         | 1.6  |
|           | 高吾北     | 48 →    | <b>50</b>    | 46 →      | <b>48</b>              | ▲ 2          |        | 45 →      | <b>47</b>              | ▲ 1          |                             | 1.9  |
|           | 仁淀      | 58      | <b>61</b>    | 54        | <b>56</b>              | ▲ 5          |        | 53        | <b>55</b>              | ▲ 1          |                             | 5.1  |
| 高幡        | 高幡方面本部  |         |              |           | 9                      | <b>13</b>    | 13     | 9         | <b>13</b>              | 0            |                             |      |
|           | 高幡      | 144 →   | <b>151</b>   | 132 →     | <b>135</b>             | ▲ 16         | ▲ 3    | 129 →     | <b>132</b>             | ▲ 3          | ▲ 3                         | 6.3  |
| 幡多        | 幡多方面本部  |         |              |           | 10                     | <b>12</b>    | 12     | 10        | <b>12</b>              | 0            |                             |      |
|           | 幡多中央    | 80      | <b>80</b>    | 73 →      | <b>72</b>              | ▲ 8          | ▲ 6    | 71 →      | <b>70</b>              | ▲ 2          | ▲ 4                         | 5.2  |
|           | 幡多西部    | 63 →    | <b>67</b>    | 59 →      | <b>59</b>              | ▲ 8          |        | 58 →      | <b>58</b>              | ▲ 1          |                             | 4.2  |
|           | 土佐清水市   | 37      | <b>37</b>    | 34        | <b>35</b>              | ▲ 2          |        | 33        | <b>34</b>              | ▲ 1          |                             | 1.1  |
| <b>総計</b> |         | 1,205 → | <b>1,243</b> | 1,212 →   | <b>1,250</b>           | ※ 7          | ※ 7    | 1,212 →   | <b>1,250</b>           | 0            | 0                           | 52.5 |





## 対応素案

➤ 令和10年度における広域連合の組織は、**広域連合事務局に総務課（20人程度）を置くこととし、指令システム・デジタル無線共同整備事業、先行的共同事業に関する事務及び広域連合に必要な行政組織に関する事務を行うこととしてはどうか。**

＜考え方＞

- ① R10は消防本部機能の統合前であるため、簡素な組織とし、事務及び事業の執行に必要な人員を配置
- ② **併せて、消防本部機能の統合に向けた準備を実施** ※②の事務に多くの人員が必要

⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

## 高知県消防広域連合（仮称）組織及び事務分掌のイメージ（案）

## 広域連合設置時点（令和10年度）

※名称は全て仮称

### 広域連合（20名）

消防局長 — 次長 ※局長・次長職は一次統合時に配置

総務課

コンプライアンス  
推進室

デジタル推進室

#### ＜先行的共同事業等＞

- 消防指令システム・デジタル無線共同整備
- 職員の人材確保(先行的共同事業)
- 各種ハラスメント対応
- 消防DX強化

#### ＜その他 ※主なものを記載＞

- 議会・管理者会議の運営
- 企画・立案・総合調整 ※一次統合に向けた準備を含む
- 組織・人事管理、職員の給与等勤務条件
- 職員の研修・福利厚生
- 財務・会計管理
- 法務（議案審査・条例立案等）・監査事務
- システム・ネットワーク管理
- 庶務（文書管理・広報等）

等

※議会事務局、監査委員事務局等の事務は兼務を想定

### 消防本部：15

高知市消防局  
 室戸市消防本部  
 中芸広域連合消防本部  
 安芸市消防本部  
 香南市消防本部  
 香美市消防本部  
 南国市消防本部  
 嶺北広域行政事務組合消防本部  
 土佐市消防本部  
 仁淀消防組合消防本部  
 高吾北広域町村事務組合消防本部  
 高幡消防組合消防本部  
 幡多中央消防組合消防本部  
 幡多西部消防組合消防本部  
 土佐清水市消防本部

#### 【本部業務】

- 一次統合までは現行の各消防本部の業務内容を維持

### 消防署：20・分署所：20

署所

#### 【署所業務】

- 一次統合までは現行の各署所の業務内容を維持



# 広域連合の組織構成（案）（令和11年度～）（1 / 2）

## 対応素案

- ▶ **広域連合本部**：職員数の最も多い高知市消防局をベースとして、広域連合本部の運営に必要な機能を踏まえた組織（総務課、警防課、救急課、予防課）の構成としてはどうか。（41名程度）
  - ▶ **方面消防本部**：中央は現行の高知市消防局の組織構成、中央以外は現行の高幡消防組合消防本部の組織（総務課、消防課）の構成としてはどうか。（130名程度）
- ⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

## 高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

一次統合時点（令和11年度）

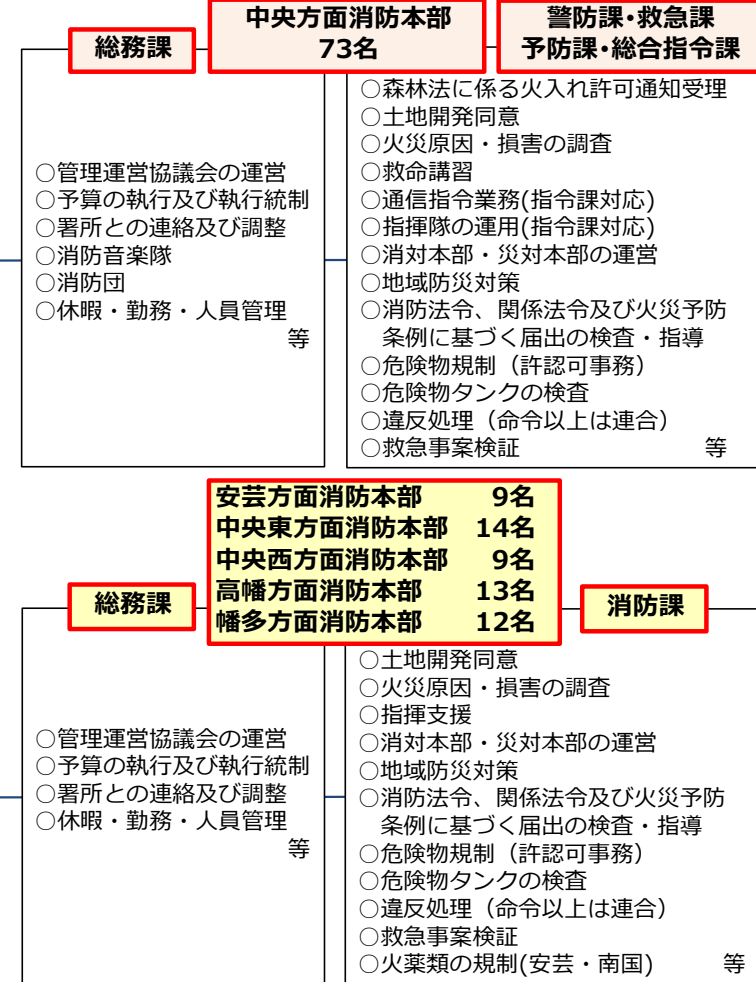
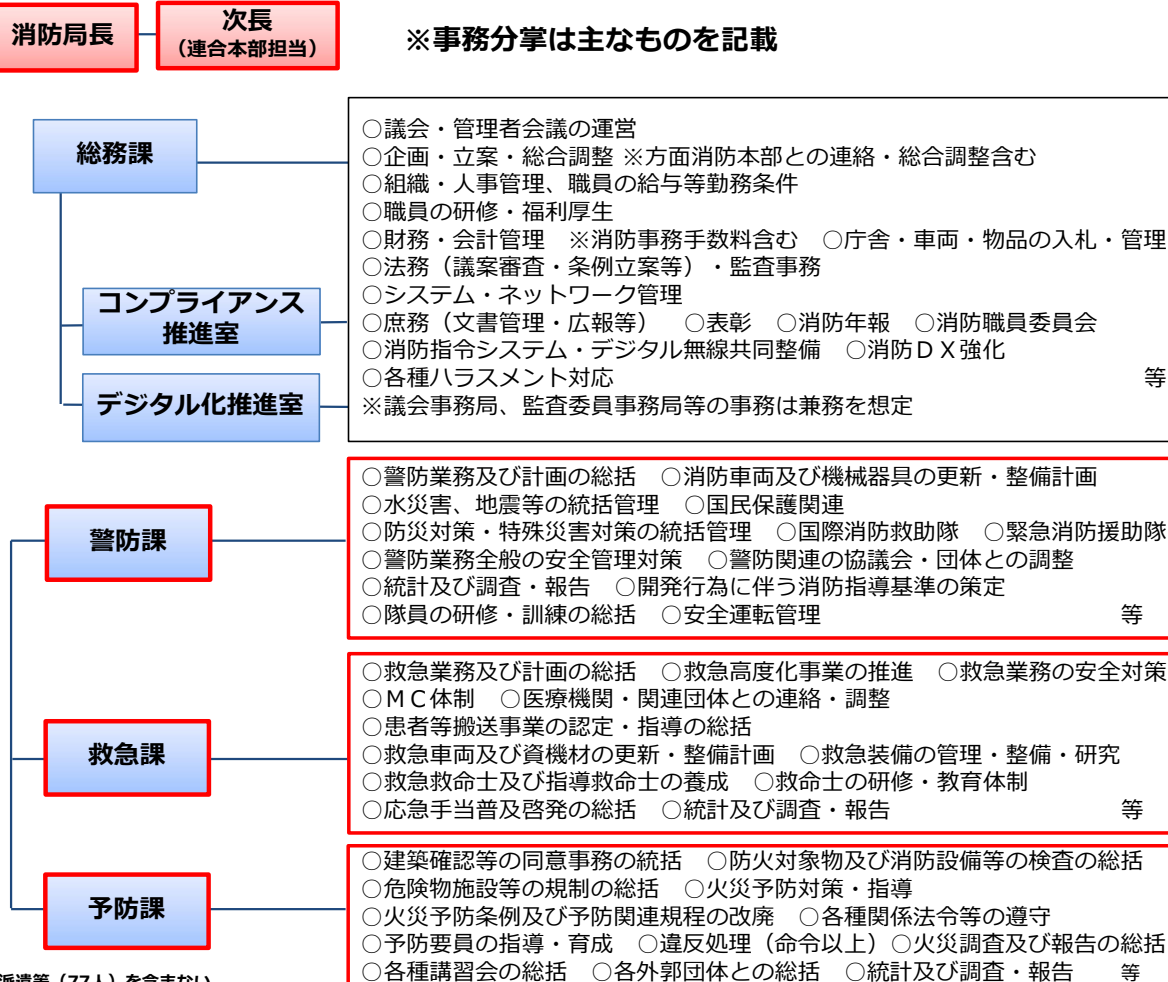
広域連合本部及び方面消防本部

広域連合本部（20名→41名）

※名称は全て仮称

方面消防本部（130名）※通信指令36名含む

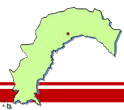
消防署所（1,079名）



消防署:20  
分署所:20

※次頁に記載

中央方面以外では  
通信指令業務を署所  
で実施



# 広域連合の組織構成（案）（令和11年度～）（2 / 2）

**対応素案**

➤ **消防署所**：現行の組織（40署所）を維持することとし、指令業務の共同化と併せて業務内容を検討することとしてはどうか。

※ 出動に関する規程等について、一次統合時は現行の規程等を継続（統一が可能な部分ではできるだけ統一）し、指令業務を共同化する二次統合時において規程を統合してはどうか。

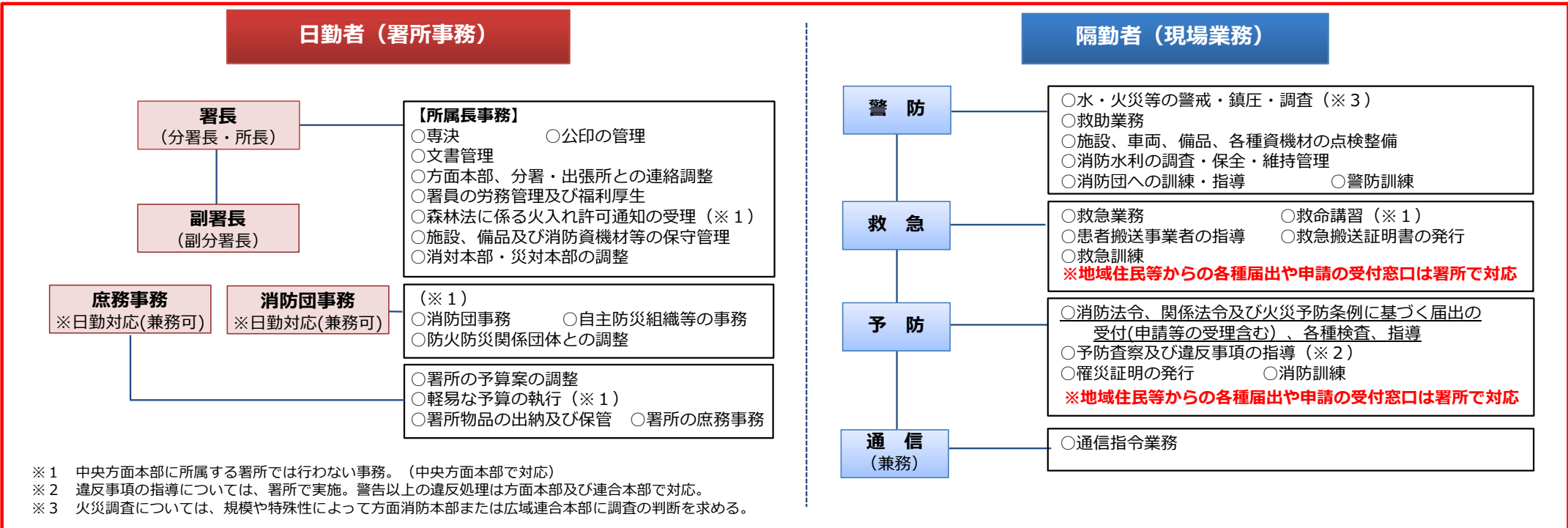
⇒ 詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

一次統合時点（令和11年度）

消防署所

20消防署・20分署所（1,079名 ※派遣等含む）



※1 中央方面本部に所属する署所では行わない事務。（中央方面本部で対応）

※2 違反事項の指導については、署所で実施。警告以上の違反処理は方面本部及び連合本部で対応。

※3 火災調査については、規模や特殊性によって方面消防本部または広域連合本部に調査の判断を求める。



# 広域連合の組織構成（案）（令和16年度～）（1 / 2）

## 対応素案

➤ 二次統合時（令和16年度～）は、一次統合時点（令和11年度～）の組織構成として、消防指令センターを広域連合本部に加えた体制とし、通信指令業務の共同化に伴い生じる余力を現場力の向上にあててはどうか。

⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

## 高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

二次統合時点（令和16年度）

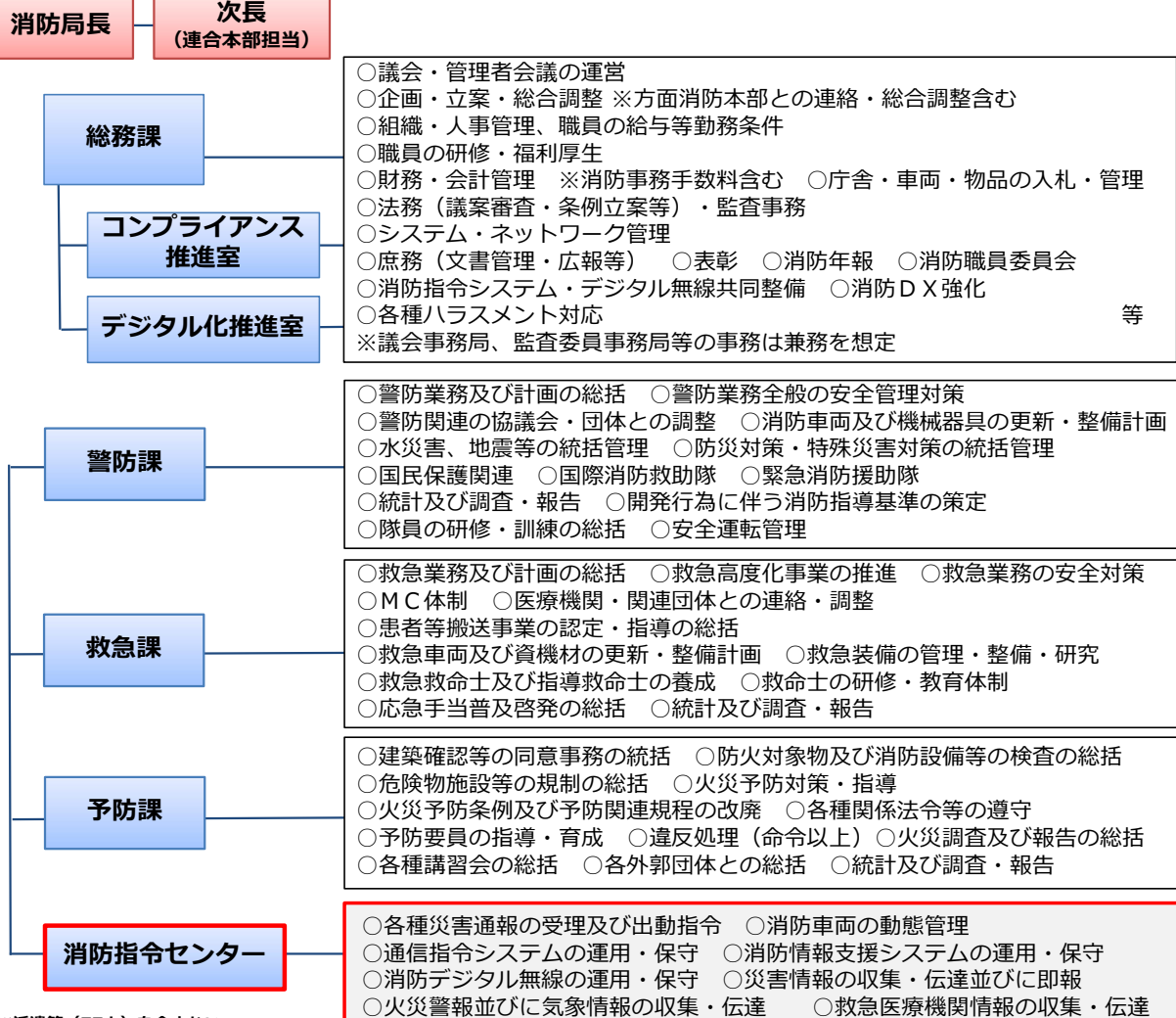
広域連合本部及び方面消防本部

広域連合本部（41名→88名）

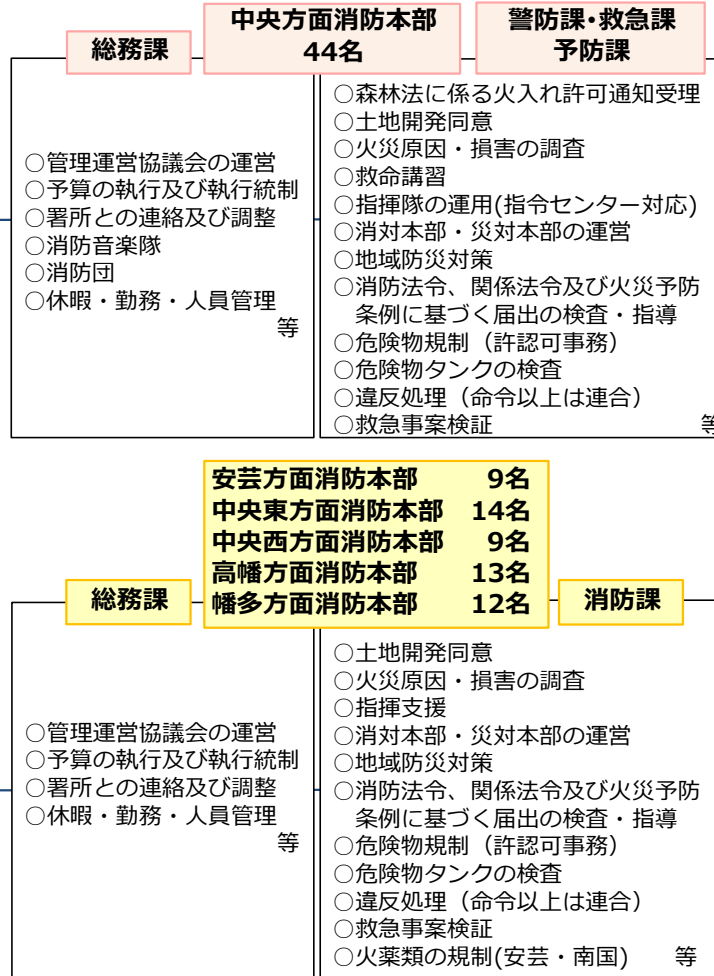
※名称は全て仮称

方面消防本部（130名→101名）

消防署所  
(1,079→1,061名)



※派遣等（77人）を含まない。



消防署: 20  
分署所: 20

※次頁に記載



**対応素案**

➤ 消防署所：現行の組織（40署所）を維持することとし、指令業務の共同化と併せて業務内容を検討することとしてはどうか。

⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

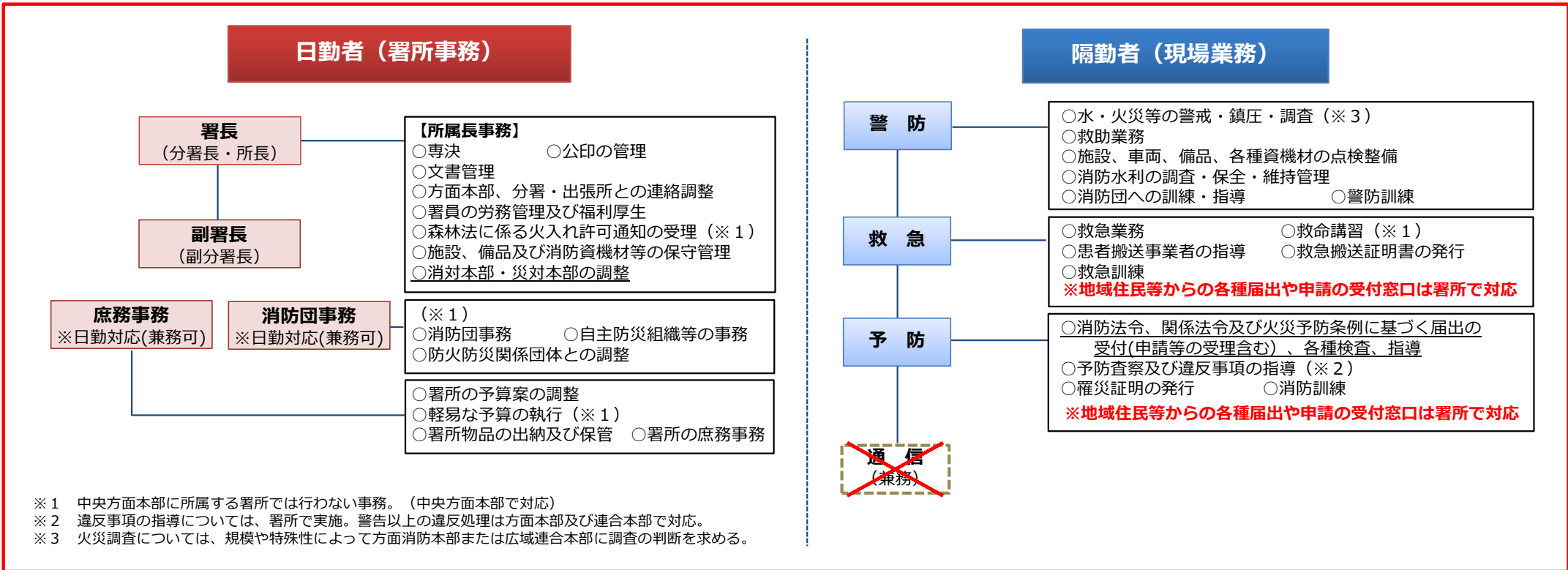
高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

二次統合時点（令和16年度）

消防署所

20消防署・20分署所（1,079名→1,061名）

※二次統合時点（令和16年度）







## 対応素案

基本計画と同様

- 消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとする。
- なお、広域連合が受託する事務の範囲については、**現行15消防本部で行っている事務の範囲がそれぞれ異なるため、各市町村と消防本部とで事務の分担を明確**にした上で、広域連合に引き継ぐものとする。

各市町村・消防本部において、整理するよう調整（事務局により整理表作成の上、協議）

### 消防水利に関する事務(実施主体)の現状 ※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

標準形と同様の取扱…○ 広域化に当たって取扱の検討が必要…○※

| 消防水利<br>事務等                               | 標準形<br>(案)   | 高知  | 室戸  | 安芸  | 南国  | 土佐  | 土佐清水 | 香南  | 香美    | 高吾北 | 高幡  | 仁淀   | 幡多中央 | 幡多西部 | 嶺北  | 中芸   |     |     |      |     |     |      |     |     |     |     |     |     |     |     |      |     |     |     |     |
|---|--|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-----|-----|------|------|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
|   |  | 高知市 | 室戸市 | 東洋町 | 安芸市 | 芸西村 | 南国市  | 土佐市 | 土佐清水市 | 香南市 | 香美市 | 仁淀川町 | 佐川町  | 越知町  | 須崎市 | 中土佐町 | 梶原町 | 津野町 | 四万十町 | いの町 | 日高村 | 四万十市 | 黒潮町 | 宿毛市 | 大月町 | 三原村 | 本山町 | 大豊町 | 土佐町 | 大川村 | 奈半利町 | 田野町 | 安田町 | 北川村 | 馬路村 |
| 1 消防水利の<br>設置、維持管理                        | 各市町村に<br>おいて実施<br>※左記の事務は、法令<br>上、市町村が実施<br>※各市町村予算に計上                   | ○※  | ○※  | ○   | ○※  | ○※  | ○※   | ○※  | ○※    | ○※  | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○※   | ○※  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 2 水道の消火栓<br>の設置及び管理<br>に要する費用等<br>の相当額の補償 | 各市町村に<br>おいて実施<br>※左記の事務は、法令<br>上、市町村が実施<br>※各市町村予算に計上                   | ○※  | ○※  | ○   | ○   | ○   | ○※   | ○※  | ○※    | ○※  | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 3 消防水利の指<br>定、標識の掲示                       | 広域連合予算に計<br>上して収入、支出<br>(市町村は広域連合<br>に分賦金を支出)<br>※左記の事務は、法令<br>上、消防本部が実施 | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○     | ○   | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   |

※消防本部が、市町村の一機関として事務を行っている

維持管理のみ  
消防が実施



|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <p><b>対応素案</b></p> <p>基本計画と同様</p> | <p>➤ 現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。具体的には、消防団と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定例的な連絡会議の開催</li> <li>② 連絡調整担当職員の配置</li> <li>③ 合同訓練の実施</li> <li>④ 連絡通信手段の確保</li> <li>⑤ 災害発生時等における連絡体制の確保</li> </ul> |
|-----------------------------------|---|

**消防本部と消防団との連携の例** ※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

| 番号 | 項目                | 現行の連携事例  | 広域化に伴う対応   |
|----|-------------------|--|--|
| 1  | 定例的な連絡会議の開催       | ・本部と消防団の幹部会や連絡会などを開催<br>(年 1 回や年複数回など)                                       | <p><b>本部⇒署所</b></p> <p>※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応</p> |
| 2  | 連絡調整担当職員の配置       | ・本部へ消防団係や担当を配置、署長を連絡担当として配置など  |  |
| 3  | 合同訓練等の実施          | ・消火、中継放水、ボート操船、水防対策などの訓練を実施<br>(毎年開催や毎月開催など)                                 |  |
| 4  | 連絡通信手段の確保         | ・電話(団員名簿、連絡先の作成)、メール(自動配信含む)、FAX、消防デジタル無線、アプリ(LINE、LoGoチャット、エルガナ、すぐ参集メール) など | <p><b>デジタル技術の活用により高度化</b></p>                              |
| 5  | 災害発生時等における連絡体制の確保 | ・招集用のメール(指令台からの自動配信含む)、自動音声電話、消防デジタル無線等、アプリ(LINE、LoGoチャット、すぐ参集メール) など        |  |



**基本計画**  
(R8.2時点)

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

**車両装備等の整備水準の統一に関する主な論点 (案)**

**(1) 車両装備等の整備水準を以下の方針で統一した上で、中長期(統合後10年間)の整備計画を策定してはどうか。**

- ①一次統合時(R11)において、庁舎の整備については、現行の計画(整備予定等)を引き継ぐ。
  - ②一次統合時(R11)において、車両の整備については、出動件数の多い高知市と高知市以外で基準を分けることとし、高知市以外の基準を検討してはどうか。 別紙 6
- ※車両整備の状況、更新基準の状況

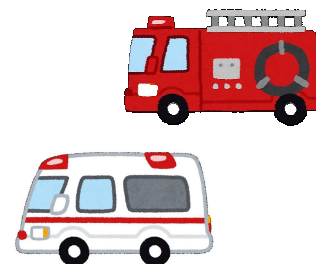
**(2) 消防指令システムの共同化と併行して、消防力の整備指針に基づく消防力の目標値を設定してはどうか。**

<考え方> 一次統合時 (R11) の車両装備等の整備水準の目標値については現状維持とし、部隊運用の検討が本格化する消防指令システムの設計時 (R12を想定) から新たな目標値を検討することとしてはどうか。

**(3) 車両装備に関する暫定的シミュレーションの実施**

<考え方> 広域化による効果を検討するため、上記 (1)、(2) を踏まえて以下のパターンで試算。

- ①現状の更新計画を継続  
※現状の各消防本部の更新計画等の合計
- ②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案  
※更新計画を一定程度統一するなど広域化の効果を反映



<試算結果> 節減効果額 (②-①) 実質負担ベースで▲2.9億円 別紙 7

## 車両整備の状況 ※R8.2.1時点

▶ 各消防本部所有の車両(常備)のうち、整備指針上の車両は、189台、購入費は約64.0億円、維持費約0.5億円/年

※車両によっては、購入費を同車種の金額から推計しているものがある。また、寄贈等によるものも含んでいる。維持費は、R5,6の平均額。

▶ 上記以外で、各署所の実情に応じて整備している車両は、159台、購入費9.3億円、維持費0.4億円/年

▶ 車両の購入費は、装備により差がある。また、車両の更新基準は各消防本部で異なる。



| 消防本部         | 署所※1<br>(馬路分所を除く) |     |     | 消防ポンプ<br>自動車 |     |     | はしご自動車 |     |     | 化学消防車   |     |     | 救急自動車     |     |     | 救助工作車     |     |     | 指揮車       |     |     | 非常用<br>消防ポンプ自動車 |     |     | 非常用<br>救急自動車 |     |     |
|--------------|-------------------|-----|-----|--------------|-----|-----|--------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------------|-----|-----|--------------|-----|-----|
|              | 算定数               | 整備数 | 充足率 | 算定数          | 整備数 | 充足率 | 算定数    | 整備数 | 充足率 | 算定数     | 整備数 | 充足率 | 算定数       | 整備数 | 充足率 | 算定数       | 整備数 | 充足率 | 算定数       | 整備数 | 充足率 | 算定数             | 整備数 | 充足率 | 算定数          | 整備数 | 充足率 |
| 高知市          | 8                 | 8   | 100 | 16           | 16  | 100 | 3      | 2   | 67  | 2       | 1   | 50  | 11        | 11  | 100 | 4         | 4   | 100 | 1         | 1   | 100 | 10              | 10  | 100 | 5            | 5   | 100 |
| 室戸市          | 2                 | 2   | 100 | 2            | 2   | 100 | 0      | 0   | -   | 0       | 0   | -   | 3         | 3   | 100 | 0         | 0   | -   | 1         | 2   | 200 | 1               | 1   | 100 | 1            | 1   | 100 |
| 安芸市          | 1                 | 1   | 100 | 2            | 2   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 1         | 0   | 0   | 1         | 1   | 100 | 1               | 1   | 100 | 1            | 1   | 100 |
| 南国市          | 2                 | 2   | 100 | 3            | 3   | 100 | 1      | 0   | 0   | 1       | 1   | 100 | 4         | 3   | 75  | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 2               | 2   | 100 | 1            | 1   | 100 |
| 土佐市          | 2                 | 2   | 100 | 2            | 2   | 100 | 0      | 0   | -   | 1       | 0   | 0   | 3         | 3   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 土佐清水市        | 1                 | 1   | 100 | 3            | 3   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 香南市          | 1                 | 1   | 100 | 2            | 2   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 1※2 | -   | 2         | 2   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1               | 1   | 100 | 1            | 1   | 100 |
| 香美市          | 2                 | 2   | 100 | 3            | 3   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 高吾北          | 2                 | 2   | 100 | 4            | 4   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 0         | 0   | -   | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 高幡           | 6                 | 6   | 100 | 4            | 4   | 100 | 1      | 0   | 0   | 2       | 0   | 0   | 7         | 7   | 100 | 2         | 2   | 100 | 5         | 5   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 仁淀           | 3                 | 3   | 100 | 4            | 4   | 100 | 1      | 0   | 0   | 1       | 1※2 | 100 | 3         | 3   | 100 | 1         | 1   | 100 | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 幡多中央         | 3                 | 3   | 100 | 4            | 4   | 100 | 1      | 0   | 0   | 0       | 0   | -   | 3         | 3   | 100 | 1         | 1   | 100 | 2         | 3   | 150 | 1               | 1   | 100 | 3            | 3   | 100 |
| 幡多西部         | 3                 | 3   | 100 | 3            | 3   | 100 | 1      | 0   | 0   | 2       | 1※2 | 50  | 3         | 3   | 100 | 1         | 1   | 100 | 3         | 3   | 100 | 0               | 0   | -   | 3            | 3   | 100 |
| 嶺北           | 2                 | 2   | 100 | 3            | 3   | 100 | 0      | 0   | -   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 1         | 0   | 0   | 1         | 1   | 100 | 0               | 0   | -   | 1            | 1   | 100 |
| 中芸           | 1                 | 1   | 100 | 1            | 1   | 100 | 0      | 0   | -   | 0       | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 0         | 0   | -   | 2         | 2   | 100 | 1               | 1   | 100 | 1            | 1   | 100 |
| 合計・充足率       | 39                | 39  | 100 | 56           | 56  | 100 | 13     | 2   | 15  | 9       | 5※2 | 56  | 51        | 50  | 98  | 16        | 14  | 88  | 23        | 25  | 109 | 17              | 17  | 100 | 23           | 23  | 100 |
| 購入費(総額)      |                   |     |     | 21.1億円       |     |     | 3.9億円  |     |     | 1.1億円   |     |     | 12.9億円    |     |     | 14.7億円    |     |     | 1.0億円     |     |     | 3.5億円           |     |     | 5.7億円        |     |     |
| 購入価格帯(R3~R7) |                   |     |     | 0.3~1.0億円    |     |     | 2億円    |     |     | 0.5億円※3 |     |     | 0.2~0.4億円 |     |     | 0.7~1.6億円 |     |     | 0.1~0.2億円 |     |     | 0.3億円※3         |     |     | 0.2億円※3      |     |     |
| 更新基準(高知市)    |                   |     |     | 16年          |     |     | 18年    |     |     | 20年     |     |     | 10年       |     |     | 18年       |     |     | 18年       |     |     | -               |     |     | -            |     |     |
| 更新基準(高知市以外)  |                   |     |     | 10~25年       |     |     | -      |     |     | 20年     |     |     | 5~13年     |     |     | 18~25年    |     |     | 18~25年    |     |     | -               |     |     | -            |     |     |

※1:消防力の整備指針上、消防用自動車等を配置し、これを常時運用するための消防職員を配置している施設が対象であり、中芸広域連合消防本部馬路分所を除く。

※2:化学消防車に代えて配置する泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車の台数=3台

※3:5年以内の購入がないため直近の例

一定程度、更新基準を統一してはどうか



車両整備に関する更新費用の暫定的試算

➤ 車両の整備に必要な経費について、以下の前提条件で暫定的で試算を実施

※一定の前提により試算を行うものであって、実際の車両等の整備に関しては、各消防本部や市町村と協議を行い、検討する必要がある。

＜主な前提条件＞

- 各消防本部等の所有する車両について調査を実施。(調査基準:R8.2.1)
- 試算は、消防力の整備指針に基づく車両のみ(消防ポンプ自動車、救急自動車等)を対象とし、広域化後10年間(R11~20)の整備費を算出

暫定的試算の概要

| 時点                      | 広域化の効果 | 暫定的試算の考え方   | 広域化後10年間(R11~20)の整備        |   | 節減効果額<br>(①との比較)                                  |
|-------------------------|--------|---|----------------------------|---|---|
|                         |        |   | 更新等台数                      | 費用  |   |
| ①現状の更新計画を継続             | -      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行15消防本部それぞれの更新基準を継続</li> <li>⇒広域化後10年間で101台を更新(全189台中)</li> </ul>   | 101台                       | <p>46.4億円<br/>実質負担17.5億円</p> <p><small>〔特定財源(交付税算入含む)を考慮した実質的な負担〕</small></p> | -   |
| ②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案 | 広域化を加味 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車両の更新基準の見直し、整備計画を策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔高知市(出勤多): 現行の更新基準を維持<br/>高知市以外: 平均的な更新基準に統一〕</li> <li>※更新基準の短縮により、更新対象が3台増<br/>(救急車: 3台、ポンプ自動車: 1台、指揮車: ▲1台)</li> <li>※財政負担: +1.4億円(実質負担+0.4億円)</li> </ul> </li> <li>➤ 管轄の広域化に伴う車両数の調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>※消防防災科学センターの試算: ▲6台</li> <li>※財政負担: ▲2.5億円(実質負担+▲0.8億円)</li> </ul> </li> <li>➤ 広域化後の財政メリットを適用               <ul style="list-style-type: none"> <li>※緊急防災・減災事業債を活用(5年間)</li> <li>※財政負担: ±0(実質負担▲2.5億円)</li> </ul> </li> <li>⇒広域化後10年間で98台を更新(全183台中)</li> </ul> | <p>98台</p> <p>※①比: ▲3台</p> | <p>45.3億円<br/>実質負担14.6億円</p>  | <p>②-① = ▲1.1億円<br/>実質負担▲2.9億円<br/>(▲0.3億円/年)</p> |

消防力の整備指針を基に、広域化後の車両数を試算

- ・ポンプ自動車: ▲4台  
4市町(高知市・南国市・土佐市・いの町)の市街地を、1つの大きな市街地と仮定
- ・指揮車: ▲2台



**対応素案**

- 部隊運用については、組織構成や役割分担等の議論と並行して、ワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。
- ※「2-1及び9-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌」と併せて議論
- 出動体制等については、一次統合時には、現行の体制を維持することを基本とし、指令業務を共同化する二次統合時に、指令システムの整備に係る検討に併せて議論することとしてはどうか。
- ※指令業務の共同化は、検討に時間を要することから、早期に（令和 8 年度から）着手する必要がある。



**消防本部の一次統合のメリット**

▶管理部門の集約で生じた人員や資源を「職員の働きやすさを支える施策」「デジタル化の推進」「警防・救急・予防業務の効率化・高度化」へ振り向けることで、より安全・安心なサービスを住民に提供し、消防職員にとっても魅力ある環境づくりを実現できる。

住民

サービスの向上



**安全・安心の向上**

→専門知識を持った職員により、全県で統一したサービスを提供



**利便性の向上**

→手続きのオンライン化により、いつでも、どこでも申請ができ、利便性が向上



【現状】 県内の電子申請導入消防本部 7本部/15本部（導入率46.7%(R7)）

**持続可能なサービス提供**

→若者や女性にとって魅力的な職場となり、将来の消防の担い手を確保

【現状】 県内女性消防職員数 22人（1.8%）(R7)  
（全国平均:3.8%(R7)）

**一次統合後の消防本部  
「高知広域消防局（仮称）」**



① 予防・警防・救急業務の効率化・高度化

・広域連合本部や方面消防本部への業務の集約による、業務の効率化・専門性の向上  
※現場対応や住民への窓口機能、市町村防災・国民保護部局との連絡調整は消防署所に存置

② デジタル化推進室（仮称）の設置

・消防DXの推進、電子申請等の導入による組織の業務効率化と住民の利便性向上



③ コンプライアンス推進室（仮称）の設置

・ノウハウや不祥事を防止する取組の強化による、消防職員が安心して働ける環境づくり



消防職員

仕事の魅力向上



**専門性の向上**

→予防事務等、専門性の高い職員を広域連合本部や方面消防本部に配置し、困難事案への対応のノウハウを維持・強化



**業務効率化**

→全県で統一のシステム導入等により、各種手続きの負担を軽減

【現状】 行財政システムや消防関係システムの導入状況は消防本部によって差がある

**働きやすい職場づくり**

→応募者の増加、職員の離職防止、定着促進

【現状】 全国で消防職員の9.7%がハラスメントを受けた経験あり（R7消防庁調査）



**消防本部の二次統合（指令業務の統合）のメリット**

▶一次統合（消防本部統合）のメリットに加えて、消防指令センターの一元化による人員再配置による現場体制の強化が見込まれる。

**消防広域化による消防サービスの充実・高度化のイメージ**

**住民 サービスの向上**



**安全・安心の向上**

→専門知識を持った職員により、全県で統一したサービスを提供  
→南海トラフ地震等の大規模災害への対策の強化 **二次統合～**



**利便性の向上**

→手続きのオンライン化により、申請の利便性向上  
【現状】 県内の電子申請導入消防本部 7本部/15本部 (導入率46.7%)



**持続可能なサービス提供**

→職員が安心して働ける職場となり、将来の消防の担い手の安定的な確保につながる  
【現状】  
・県内女性消防職員数 22人(1.8%)(全国平均:3.5%) (R7)  
・県内新規採用職員応募者数 H27試験：443人 ⇒ R6試験：305人

**現場到着所要時間の短縮** **二次統合～**

→最も近い隊がすぐ駆けつけてくれて、被害軽減・救命率向上につながる  
【現状】 県内の現場到着所要時間の推移 H25：8.8分 H30：9.1分 R5：10.0分

**救急需要対策** **二次統合～**

→必要な時に救急車を呼ぶことができ、身近な安全・安心につながる  
【現状】 日勤救急隊導入本部 県内 1 本部/15本部 (全国13.2%(R6))

**二次統合後の消防本部 高知広域消防局（仮称）**



**① 予防・警防・救急業務の効率化・高度化**

- ・広域連合本部や方面消防本部への業務の**一次統合～** 集約による、業務の効率化・専門性の向上  
※現場対応や住民への窓口機能、市町村防災・国民保護部局との連絡調整は消防署所に存置
- ・大規模災害時の迅速かつ高度な人命救助 **二次統合～** を実施する高度な部隊を創設や救急隊の増強

**② デジタル化推進室（仮称）の設置** **一次統合～**

- ・消防DXの推進、電子申請等の導入による業務効率化と住民の利便性向上



**③ コンプライアンス推進室（仮称）の設置** **一次統合～**

- ・パワハラや不祥事を防止する取組の強化による、消防職員が安心して働ける環境づくり

**④ 人材確保の取組の強化** **一次統合～**

- ・スケールメリットを生かした募集活動の強化、一括採用による応募者数の増加、柔軟な職員配置

**⑤ 直近指令・ゼロ隊運用** **二次統合～**

- ・消防指令センターを一元化し、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させ、初動対応力の向上


**⑥ 業務の集約に伴う人員再配置による現場体制の強化** **二次統合～**

- ・日勤救急隊による救急需要ピーク時間帯（昼間）への柔軟な対応
- ・直接部門と間接部門の**兼務の解消**

**消防職員 仕事の魅力向上**



**専門性の向上**

→予防事務等、専門性の高い職員を広域連合本部や方面消防本部に配置し、困難事案への対応のノウハウを維持・強化  
→高い専門性と高度なスキルを活かせる精鋭の救助隊員による部隊編成 

**業務効率化**

→全県で統一のシステム導入等により、各種手続きの負担を軽減  
【現状】 行財政システムや消防関係システムの導入状況は消防本部によって差がある

**働きやすい職場づくり**

→組織規模の拡大により計画的な職員採用が可能  
→配属先の選択肢が増え、本人の希望等を踏まえた人事異動が可能  
→職員の離職防止、定着促進  
【現状】 全国で消防職員の9.7%がハラスメントを受けた経験あり (消防庁調査(R7))

**迅速で効率的な部隊運用** **二次統合～**

→最も近い部隊が出動する運用が可能となり、到着遅れへの不安が減少  
【現状】 消防指令システム未整備 2本部

**多様な働き方** **二次統合～**

→育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の推進  
【現状】 県内の男性消防職員の育休取得率：38.0%(R5) (参考) 高知県庁の男性職員育児休業取得率：98.7%(R6)

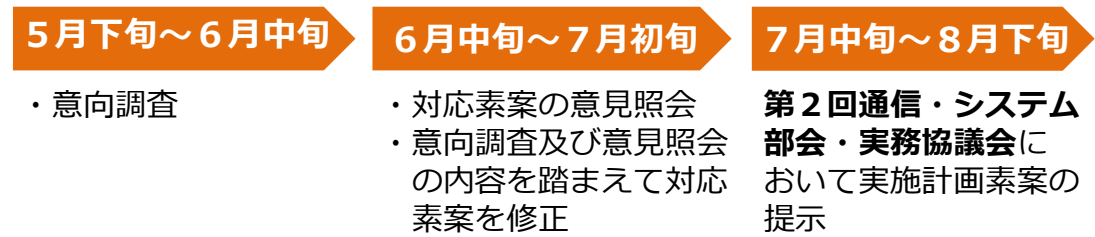


- 通信・システム部会においては、以下の項目を優先的に議論。
- その他の項目は意見照会を行い、必要に応じてワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

優先的に議論する項目

- 消防指令システム・消防救急デジタル無線  
⇒移行計画やシステム等の仕様
- 電算システム  
⇒必要な消防関係システム及び行財政システムの整理

第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方



(再掲) 通信・システム部会での協議・意見交換事項

| 部会      | 主たる任務<br>※基本計画第5章                 | 協議・意見交換事項<br>※実施計画の記載項目 |
|---------|-----------------------------------|-------------------------|
| 通信・システム | 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項 | 13-1 消防指令システム           |
|         |                                   | 13-2 消防救急デジタル無線         |
|         | 14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項 | 14-1 電算システム             |
|         |                                   | 14-2 デジタル技術活用           |

太字・・・特に優先的に議論するもの (財政負担に関わるものは赤字)



**消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に関する主な論点**

**基本計画**  
(R8.2時点)

新たな消防指令システム及びデジタル無線、消防指令センターについては、高知市及び土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる令和15年度末の完成を目途に整備します。  
新たに整備されるまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、令和15年度末までに更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行います。

**消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に関する主な論点 (案)**

(1) 指令業務の統合に向けた移行計画 (R15までに更新を迎える際の対応を含む) やシステムの仕様については、ワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

<主なスケジュール (案) >

| R 8  | R 9 | R 10                 | R 11 | R 12 | R 13                | R 14 | R 15 | R 16 |
|--|-----|----------------------|------|------|---------------------|------|------|------|
| 実施計画策定<br>・現状整理<br>・運用体制・仕様の検討<br>・費用負担のルール協議<br>・規程類の検討   |     | システム仕様等の整理<br>(基本構想) | 基本設計 | 実施設計 | 入札 (仮契約・本契約) →整備→研修 |      |      | 運用開始 |
| <div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px; display: inline-block;">                         予算が必要                     </div> |     |                      |      |      |                     |      |      |      |

(2) 消防指令システム及びデジタル共同無線の整備・運用によるコスト節減効果に関する暫定的試算 別紙 5 - 1、5 - 2

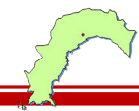
<考え方>

基本計画時の試算を更新し、現行の消防指令システムを現行13消防本部単独で再整備した場合の試算について、県独自試算から事業者(現行システムの各ベンダー)の試算に置き換えて再度試算。

<節減効果額>

消防指令システム及びデジタル無線の共同整備及び運用に係る節減効果

基本計画時 (合計) 46.4億円 ⇒ **今回試算 (合計) 64.3億円** ※基本計画時から節減効果が増加 (**17.9億円増**)



**<暫定的試算> 現行のシステム・無線を個別に再整備した場合と、新たなシステム・無線を県一で共同整備した場合を試算**

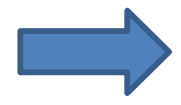
<主な前提条件> ※基本・実施設計費（整備費×3%）は除く

- 指令** ○各消防本部が個別整備した場合の試算額については、システム未導入の2消防本部は今後も整備しないものとし、その他は、現行の整備事業者から現行システムの機能を反映した場合の見積の提供を受け、定価ベースで試算。
- 10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費に、10年間の維持管理費（整備費×6%×10年）、中間更新費（整備費×40%）を合算。
- 無線** ○整備費については、移動局無線装置（車載型、携帯型等）など現行の数量を反映させて、現在の定価ベースで試算。※数量は各消防本部に照会
- 10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費に、10年間の維持管理費（整備費用×1%×10年）を合算。
- 共通** ○国の財政措置を反映した実質的な負担額（表③及び④）は、有利な起債を充当して試算。
  - ・個別整備は、過去の整備実績を踏まえて過疎債（実質負担30%）又は防災対策事業債（実質負担77.5%）を充当
  - ・共同整備は、緊急防災・減災事業債を充当（実質負担30%）

**①整備費用の比較（実額ベース）**

| 区分     | 各消防本部が個別整備 (A) | 県一で共同整備 (B) | 節減効果 (B)-(A) |
|--------|----------------|-------------|--------------|
| 指令システム | 46.8億円         | 36.6億円      | △10.2億円      |
| 無線     | 104.2億円        | 89.8億円      | △14.4億円      |
| 合計     | 151.0億円        | 126.4億円     | △24.6億円      |

国の財政措置を活用



**③整備費用の比較（国の財政措置を反映した実質的な負担額）**

| 区分     | 各消防本部が個別整備 (A) ※1 | 県一で共同整備 (B) ※2 | 節減効果 (B)-(A) |
|--------|-------------------|----------------|--------------|
| 指令システム | 31.5億円            | 11.0億円         | △20.5億円      |
| 無線     | 59.7億円            | 26.9億円         | △32.8億円      |
| 合計     | 91.2億円            | 37.9億円         | △53.3億円      |

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算 ※2 緊急防災・減災事業債充当で試算

**②10年間の費用総額の比較（実額ベース）**

| 区分     | 各消防本部が個別整備 (A) | 県一で共同整備 (B) | 節減効果 (B)-(A) |
|--------|----------------|-------------|--------------|
| 指令システム | 93.5億円         | 73.2億円      | △20.3億円      |
| 無線     | 114.6億円        | 98.8億円      | △15.8億円      |
| 合計     | 208.1億円        | 172.0億円     | △36.1億円      |

国の財政措置を活用



**④10年間の費用総額（国の財政措置を反映した実質的な負担額）**

| 区分     | 各消防本部が個別整備 (A) ※1 | 県一で共同整備 (B) ※2 | 節減効果 (B)-(A) |
|--------|-------------------|----------------|--------------|
| 指令システム | 72.1億円            | 42.1億円         | △30.0億円      |
| 無線     | 70.2億円            | 35.9億円         | △34.3億円      |
| 合計     | 142.3億円           | 78.0億円         | △64.3億円      |

21 ※基本計画時から節減効果が増加（△46.4億円→△64.3億円（17.9億円増））



**【参考】試算の消防本部別内訳** ※試算の主な前提条件は前ページに記載

県試算から業者試算  
(定価ベース)に変更

プラスは節減効果が拡大、  
マイナスは節減効果が減少

(単位：千円)

**■ 消防指令システムを個別に整備した場合の試算**

| 消防本部名                  | 構成市町村                 | 【基本計画時の試算】<br>消防指令システム |                 | 【今回の試算】<br>消防指令システム |                 | 【参考】<br>今回と前回の試算の差 |           |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|---------------------|-----------------|--------------------|-----------|
|                        |                       | 整備費                    | 10年間の総額<br>(※1) | 整備費                 | 10年間の総額<br>(※1) | 整備費                | 10年間の総額   |
| 高知市・土佐市                | 高知市・土佐市               | 1,610,730              | 3,221,460       | 2,200,000           | 4,400,000       | 589,270            | 1,178,540 |
| 室戸市                    | 室戸市、東洋町               | 254,847                | 509,694         | 198,220             | 396,440         | ▲ 56,627           | ▲ 113,254 |
| 安芸市                    | 安芸市、芸西村               | 287,198                | 574,396         | 281,637             | 563,274         | ▲ 5,561            | ▲ 11,122  |
| 南国市                    | 南国市                   | 377,741                | 755,482         | 598,114             | 1,196,228       | 220,373            | 440,746   |
| 土佐清水市                  | 土佐清水市                 | 82,833                 | 165,666         | 198,220             | 396,440         | 115,387            | 230,774   |
| 香南市                    | 香南市                   | 131,960                | 263,920         | 176,000             | 352,000         | 44,040             | 88,080    |
| 香美市                    | 香美市                   | 80,968                 | 161,936         | 234,000             | 468,000         | 153,032            | 306,064   |
| 高吾北                    | 仁淀川町、佐川町、越知町          | 170,641                | 341,282         | 155,995             | 311,990         | ▲ 14,646           | ▲ 29,292  |
| 高幡                     | 須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町 | 247,999                | 495,998         | 198,220             | 396,440         | ▲ 49,779           | ▲ 99,558  |
| 仁淀                     | いの町、日高村               | 105,982                | 211,964         | 89,375              | 178,750         | ▲ 16,607           | ▲ 33,214  |
| 幡多中央                   | 四万十市、黒潮町              | 134,975                | 269,950         | 198,220             | 396,440         | 63,245             | 126,490   |
| 幡多西部                   | 宿毛市、大月町、三原村           | —                      | —               | —                   | —               | —                  | —         |
| 嶺北                     | 本山町、大豊町、土佐町、大川村       | —                      | —               | —                   | —               | —                  | —         |
| 中芸                     | 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村  | 47,062                 | 94,124          | 148,500             | 297,000         | 101,438            | 202,876   |
| <b>合計</b>              |                       | (A)3,532,936           | (E)7,065,872    | (I)4,676,501        | (M)9,353,002    | 1,143,565          | 2,287,130 |
| <b>実質負担額（起債充当）（※2）</b> |                       | (B)2,359,208           | (F)5,422,653    | (J)3,146,134        | (N)7,210,486    | 786,926            | 1,787,833 |

**■ 県内全域を共同で整備した場合の試算**

|                        |              |              |              |              |   |   |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|---|
| <b>高知県全域</b>           | (C)3,657,720 | (G)7,315,440 | (K)3,657,720 | (O)7,315,440 | — | — |
| <b>実質負担額（起債充当）（※3）</b> | (D)1,097,316 | (H)4,215,001 | (L)1,097,316 | (P)4,215,001 | — | — |

**■ 節減効果額**

|                    |                |                |                |                |           |           |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| <b>節減効果額</b>       | (A-C)▲124,784  | (E-F)▲249,568  | (I-K)1,018,781 | (M-O)2,037,562 | 1,143,565 | 2,287,130 |
| <b>実質負担額の節減効果額</b> | (B-D)1,261,892 | (F-H)1,207,652 | (J-L)2,048,818 | (N-P)2,995,485 | 786,926   | 1,787,833 |

(※1)整備費に維持管理費用、中間更新費用を加えた金額（維持管理費用：整備費の6%/年、中間更新費用：40%(1回)で試算）

(※2)整備費に過疎債(実質負担30%)又は防災対策事業債(77.5%)を充当して試算

(※3)整備費に緊急減災・防災事業債(実質負担30%)を充当して試算



基本計画  
(R8.2時点)

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進します。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討します。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討します。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討します。

各種業務システムの整備に関する主な論点 (案)

(1) 整備に要する費用・期間をできる限り抑制する観点から、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムを導入することとしてはどうか。

| 種類      | 主な仕様                              | 規模       | 導入経費 (実質負担ベース)  |
|---------|-----------------------------------|----------|---|
| 財務会計    | 予算編成、執行管理、決算処理、公会計対応              | 50人程度    | システム導入 0.3億円程度<br>+<br>ネットワーク整備<br>2.7億円程度<br>※特別交付税措置(0.5)あり<br>※カスタマイズが必要な場合は最小限度とする。 |
| 文書管理    | 公文書收受、起案、施行、廃棄までの文書管理、電子決裁        | 1,200人程度 |   |
| 人事・給与   | 人事管理、給与計算、年末調整、給与差額、給与実態調査、個人番号管理 | 10人程度    |   |
| 勤怠管理    | 打刻管理、休暇管理、時間外・特殊勤務手当等実績管理、電子決裁    | 1,200人程度 |   |
| 例規      | 例規・法令検索・法令改廃情報提供・判例検索、法制執務支援      | 1,200人程度 |   |
| 電子契約    | 電子契約締結手続、契約内容管理                   | 10人程度    |   |
| グループウェア | 庁内連絡、メール等                         | 1,200人程度 |   |

(2) スケジュールは以下を想定して検討してはどうか。

| R 8   | R 9   |   | R 10   | R 11~  |
|---|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画案とりまとめ</li> <li>仕様の検討</li> </ul> | <前半> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合等の議決</li> <li><b>補正予算の議決</b></li> </ul> | <後半> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画決定</li> <li><b>運用開始に向けた準備・整備</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合設置</li> <li>広域連合本部での運用開始</li> </ul> | <消防本部の一次統合以後> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署所での運用開始</li> </ul> |



## その他の対応素案について

- 実施計画案の決定に当たっては、優先的に議論する項目（資料 1）以外の項目についても検討が必要。  
※次ページ以降に添付
- これらは、専門部会后、優先的に議論する項目と合わせて、各市町村・消防本部に意見照会を行い、対応素案を取りまとめることとしてはどうか。  
※個別に各市町村・消防本部と協議が必要な場合は、適宜実施する。  
また、部会等で協議が必要と判断される事項は、今後の部会等において適宜協議する。

## 第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方（再掲）

5 月下旬～6 月中旬

- ・市町村長意向調査  
（統合等に関する内容）

6 月中旬～7 月初旬

- ・ 対応素案の意見照会
- ・ 意向調査及び意見照会の内容を踏まえて対応素案を再修正

7 月中旬～8 月下旬

第 2 回専門部会・実務協議会  
において実施計画素案の提示



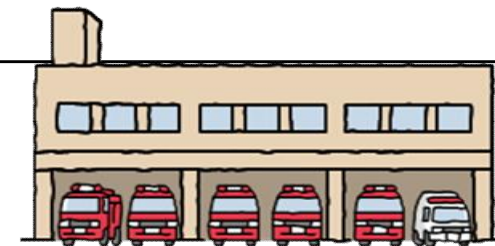
## 対応素案

▶ 一次統合時(R11)において、消防署所は40署所体制を維持し、庁舎の整備は現行の計画（整備予定等）を引き継ぐ。

## 庁舎整備の状況 ※R7.4.1時点

- ▶ 消防署所（40署所）の平均築年数は約21年、築30年以上経過しているものは11署所
- ▶ 消防署所の建築費用の総額は、約227億円（建築当時の費用の合計。不明のものを含む。）
- ▶ 現在、具体的な整備の計画がある署所は、4署所

<参考> 広域化に伴う署所の再配置（広域化後10年度以内まで）は緊急防災・減災事業債の対象



| 消防本部      | 署所名              | 現庁舎<br>供用開始日 | 築<br>年数    | 建設費用<br>(億円) | 面積<br>(㎡)    | 建替予定等                      | 消防本部     | 署所名              | 現庁舎<br>供用開始日     | 築<br>年数    | 建設費用<br>(億円) | 面積<br>(㎡)    | 建替予定等         |
|-----------|------------------|--------------|------------|--------------|--------------|----------------------------|----------|------------------|------------------|------------|--------------|--------------|---------------|
| 高知市       | 本部               | H22          | 15年        | 46.6         | 12,226       |                            | 高吾北      | 本部・高吾北消防署        | H25              | 12年        | 4.3          |              |               |
|           | 高知市北消防署          | H29          | 7年         | 17.1         | 4,025        |                            |          | 仁淀川分署            | H14              | 23年        | 0.9          |              |               |
|           | 旭出張所             | S58          | 41年        | 1.2          | 694          | 移転検討中                      | 高幡       | 本部               |                  |            | 須崎市借用        | 112          |               |
|           | 高知市東消防署          | H13          | 23年        | 14.7         | 3,166        |                            |          | 須崎消防署            | H24              | 12年        | 2.4          | 1,193        |               |
|           | 東部出張所            | H14          | 22年        | 1.1          | 479          |                            |          | 中土佐分署            | R3               | 4年         | 8.2          | 1,858        |               |
|           | <b>三里出張所</b>     | <b>H3</b>    | <b>33年</b> | <b>2.8</b>   | <b>768</b>   | <b>令和9年度移<br/>転予定</b>      |          | 津野山分署            | H12              | 25年        | 1.3          | 656          |               |
|           | 高知市中央消防署         | R1           | 5年         | 21.6         | 3,730        |                            |          | 葉山出張所            | R2               | 4年         | 3.1          | 746          |               |
|           | 西出張所             | S62          | 37年        | 4.0          | 1,693        | 移転検討中                      |          | 四万十清流消防署         | H23              | 13年        | 3.4          | 1,566        |               |
|           | 高知市南消防署          | H27          | 10年        | 10.0         | 2,544        |                            |          | 西分署              | H20              | 17年        | 2.2          | 1,283        |               |
| 室戸市       | <b>本部・室戸市消防署</b> | <b>H7</b>    | <b>30年</b> | <b>2.8</b>   | <b>1,042</b> | <b>耐震補強・増<br/>改築予定(R8)</b> |          | 仁淀               | 本部・仁淀消防組合<br>消防署 | H30        | 6年           | 9.2          | 2,360         |
|           | 東洋出張所            | H4           | 32年        | 0.6          | 321          | 検討中                        | 吾北分署     |                  | H29              | 8年         | 1.1          | 329          |               |
| 安芸市       | 本部・安芸市消防署        | H25          | 12年        | 6.0          | 3,051        |                            | 日高分署     |                  | R4               | 3年         | 2.0          | 348          |               |
| 南国市       | 本部・南国市消防署        | H15          | 22年        | 7.2          | 3,663        |                            | 幡多<br>中央 | <b>本部・四万十消防署</b> | <b>S59</b>       | <b>41年</b> | <b>2.2</b>   | <b>1,661</b> | <b>令和12年度</b> |
|           | 北部出張所            | S62          | 38年        | 0.4          | 273          | 検討中                        |          | 西土佐分署            | H27              | 9年         | 2.8          | 774          |               |
| 土佐市       | 本部・土佐市消防署        | H3           | 34年        | 1.7          | 940          |                            | 黒潮消防署    | H26              | 10年              | 5.5        | 1,522        |              |               |
|           | <b>宇佐分署</b>      | <b>H15</b>   | <b>22年</b> | <b>0.2</b>   | <b>178</b>   | <b>令和15年度</b>              | 幡多<br>西部 | 本部・宿毛消防署         | H25              | 11年        | 8.2          | 2,792        |               |
| 土佐<br>清水市 | 本部・土佐清水市消防署      | H24          | 12年        | 4.4          | 1,927        |                            |          | 三原分署             | S51              | 48年        | 0.2          | 248          |               |
| 香南市       | 本部・香南市消防署        | H24          | 13年        | 6.5          | 2,767        |                            | 大月分署     | S51              | 49年              | 0.3        | 368          |              |               |
|           | 本部・香美市消防署        | H27          | 9年         | 7.9          | 2,270        |                            | 嶺北       | 本部・嶺北消防署         | S49              | 51年        | 不明           | 780          | 検討中           |
| 香美市       | 香北分署             | R3           | 3年         | 2.0          | 540          |                            |          | 大豊分署             | H5               | 32年        | 不明           | 258          |               |
|           |                  |              |            |              |              |                            | 中芸       | 本部・中芸消防署         | H27              | 9年         | 10.4         | 2,168        |               |
|           |                  |              |            |              |              | 馬路分所                       |          | H25              | 12年              | 0.5        | 214          |              |               |



## 対応素案

基本計画と同様

- 現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、**広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持**することとする。
- 具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、以下の取組を推進する。
  - ① 市町村長及び危機管理担当幹部と、消防署長及び幹部による定期的な協議の場の設置
  - ② 防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流
  - ③ 構成市町村の災害対策本部への消防署所職員の派遣  
**※派遣する消防署所職員は方面消防本部または消防署所の幹部職員とすることを地域防災計画等に位置付ける。**
  - ④ 夜間・休日等における相互の連絡体制の確保
  - ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
  - ⑥ 情報通信手段の整備による連絡体制の強化
  - ⑦ 防災行政無線端末を消防署所に設置し、24時間体制を確保

## 市町村の防災・国民保護担当部局との連携の例

※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

| 番号 | 項目                                    | 現行の連携事例   | 広域化に伴う対応  |
|----|---------------------------------------|---|---|
| 1  | 市町村長及び危機管理担当幹部と、協議会や定例的な連絡会議の開催       | ・消防本部の幹部職員等が国民保護協議会への参画<br>・防災会議への参画<br>・その他、連絡協議会や市町村庁内会議、地区の協議会等への参画                                    | <b>本部⇒署所</b><br>※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応 |
| 2  | 防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流                | ・香美市消防本部から香美市へ派遣（防災対策課係長として任用）  |   |
| 3  | 構成市町村の災害対策本部への各消防署所の幹部職員の派遣等          | ・市町村災害対策本部へ消防職員をリエゾン・情報連絡員として派遣   |   |
| 4  | 夜間・休日等における市町村の防災業務について、消防職員が初動時の連絡を分担 | ・消防職員を市町村危機管理課に兼務発令<br>・消防職員が津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン吹鳴と放送を実施<br>・消防職員が指令による出動指令と連動し、各市町村に対し事案発生時の連絡メールを送付 等 |   |
| 5  | 総合的な合同防災訓練を実施                         | ・市町村が毎年実施している総合防災訓練に消防本部が参画 等   |   |
| 6  | 防災・国民保護担当部局との情報通信手段を充実させ、連絡体制（非常時）を強化 | ・防災無線、衛星電話、アプリ（LoGoチャット、LINE、エルガナ） 等  | <b>デジタル技術の活用により高度化</b>                          |
| 7  | 防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することにより、24時間体制を確保   | ・消防本部に遠隔操作機・子機を設置   |   |



- 現在、構成市町村の災害対策本部へ派遣される各消防署所職員の階級は、**幹部職員**が位置付けられている市町村が多い。
- 広域化後も、**派遣する消防署所職員は、方面消防本部または消防署所の幹部職員とする**ことを地域防災計画等に位置付ける。

### 現状（各市町村の地域防災計画等で定められている派遣職員の階級）

| 消防本部       | 市町村  | 現在の派遣職員の階級           |
|------------|------|----------------------|
| 高知市        | 高知市  | 消防局長（消防正監）           |
| 室戸市        | 室戸市  | 消防長（消防司令長）           |
|            | 東洋町  | 出張所長（消防司令）           |
| 安芸市        | 安芸市  | 消防長（消防司令長）           |
|            | 芸西村  | 記載なし                 |
| 中芸広域<br>連合 | 奈半利町 | 記載なし                 |
|            | 田野町  | 記載なし                 |
|            | 安田町  | 記載なし                 |
|            | 北川村  | 記載なし                 |
|            | 馬路村  | 分署配置の職員（階級指定なし）      |
| 南国市        | 南国市  | 本部会議指揮調整部に消防長(消防司令長) |
| 香南市        | 香南市  | 消防長（消防司令長）           |
| 香美市        | 香美市  | 消防司令長（消防司令長）         |
| 嶺北         | 本山町  | 記載なし                 |
|            | 大豊町  | 記載なし                 |
|            | 土佐町  | 記載なし                 |
|            | 大川村  | 記載なし                 |

| 消防本部  | 市町村   | 派遣職員の階級                         |
|-------|-------|---------------------------------|
| 土佐市   | 土佐市   | 消防長(消防司令長)<br>災害対策本部、防衛部 部長に消防長 |
| 仁淀    | いの町   | 消防長（消防司令長）                      |
|       | 日高村   | 分署長（消防司令）                       |
| 高吾北   | 仁淀川町  | 記載なし                            |
|       | 佐川町   | 消防長（消防司令長）                      |
|       | 越知町   | 消防長（消防司令長）                      |
| 高幡    | 須崎市   | 消防署長（消防司令長）                     |
|       | 中土佐町  | 分署長（消防司令）                       |
|       | 梶原町   | 分署長（消防司令）                       |
|       | 津野町   | 記載なし                            |
|       | 四万十町  | 消防署長（消防司令長）                     |
| 幡多西部  | 宿毛市   | 署長（消防司令）                        |
|       | 大月町   | 分署長（消防司令）                       |
|       | 三原村   | 分署長（消防司令）                       |
| 土佐清水市 | 土佐清水市 | 副本部長に消防長（消防司令長）                 |
| 幡多中央  | 四万十市  | 消防職員                            |
|       | 黒潮町   | 消防職員                            |



**対応素案**      ➤ 消防協力団体との連携は、広域化後の組織が継続して行うものとする。

**<参考> 民間防火組織一覧表 (R6.4.1現在)**

| 民間防火組織<br>消防本部 | 合 計  |        | 幼年消防クラブ |        | 少年消防クラブ |     | 女性防火クラブ |       |
|----------------|------|--------|---------|--------|---------|-----|---------|-------|
|                | クラブ数 | 人数     | クラブ数    | 人数     | クラブ数    | 人数  | クラブ数    | 人数    |
| 高知市            | 89   | 8,810  | 84      | 8,750  | 2       | 14  | 3       | 46    |
| 室戸市            | 10   | 370    | 8       | 218    |         |     | 2       | 152   |
| 安芸市            | 9    | 403    | 8       | 358    |         |     | 1       | 45    |
| 香南市            | 10   | 773    | 3       | 187    | 2       | 133 | 5       | 453   |
| 香美市            | 2    | 86     | 1       | 69     |         |     | 1       | 17    |
| 南国市            | 24   | 754    | 7       | 202    | 1       | 59  | 16      | 493   |
| 土佐市            | 2    | 8      |         |        |         |     | 2       | 8     |
| 土佐清水市          | 4    | 63     |         |        |         |     | 4       | 63    |
| 高吾北            | 8    | 166    | 1       | 41     | 0       | 0   | 7       | 125   |
| 高幡             | 26   | 1,303  | 16      | 855    | 6       | 297 | 4       | 151   |
| 仁淀             | 19   | 830    | 13      | 717    | 1       | 20  | 5       | 93    |
| 幡多中央           | 15   | 240    | 0       | 0      | 4       | 54  | 11      | 186   |
| 幡多西部           | 16   | 232    | 0       | 0      | 0       | 0   | 16      | 232   |
| 嶺北             | 2    | 54     | 1       | 15     | 0       | 0   | 1       | 39    |
| 中芸             | 0    | 0      | 0       | 0      | 0       | 0   | 0       | 0     |
| 合計             | 236  | 14,092 | 142     | 11,412 | 16      | 577 | 78      | 2,103 |



|             |   |
|-------------|---|
| <b>対応素案</b> | <p>▶ 業務に必要なネットワークについては、広域連合本部、方面消防本部、消防署所において整備することとし、その整備に要する費用については、<b>消防本部の統合の時期も踏まえ、できる限り抑制</b>とともに、早期整備に努める。</p> |
|-------------|---|

### ネットワークの整備について (案)

**<主な仕様 ※現在の想定>**

- ・ ネットワーク：連合本部、方面消防本部及び消防署所において、セキュリティ対策を施したネットワーク環境を構築する。  
データセンターにおいて、業務システム及び管理系システムを設置。
- ・ サーバ：バックアップサーバ、ファイルサーバは遠隔地バックアップにより構築。
- ・ 端末：既存の端末を利用する方策を検討した上で、必要な端末は新設。

**<費用 (実質負担ベース)> 2.7億円 ※特別交付税措置0.5**

**<スケジュール ※現在の想定>**

**令和 9 年度前半の議決後、令和 10 年度の広域連合設置までに準備行為が必要**

| R 8   | R 9  |  | R 10   | R 11~   |
|---|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画案とりまとめ</li> <li>・ 仕様の検討</li> </ul> | <p>&lt;前半&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合等の議決</li> <li>・ <b>補正予算の議決</b></li> </ul> | <p>&lt;後半&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画決定</li> <li>・ <b>運用開始に向けた準備・整備</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合設置</li> <li>・ 広域連合本部での運用開始</li> </ul> | <p>&lt;消防本部の一次統合以後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署所での運用開始</li> </ul> |



## 対応素案

- ▶ 業務に必要な行財政システム及び消防業務システムの整備については、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、積極的に推進することとし、その整備に要する費用については、**消防本部の統合の時期も踏まえ、できる限り抑制**するとともに、早期整備に努める。
- ▶ 指令業務については、令和16年度に共同化することとしているため、消防指令システムに連動する消防業務システムについては、費用対効果も踏まえ引き続き活用することを検討する。

## 行財政システムの概要 (案)

※消防業務システムは「14-2 デジタル技術活用」の項目で別途検討

## ＜整備する行財政システムの主な仕様 ※現在の想定＞

| 種類      | 主な仕様                              | 規模       | 導入経費 (実質負担ベース)                    |
|---------|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 財務会計    | 予算編成、執行管理、決算処理、公会計対応              | 50人程度    | システム導入 0.3億円程度<br>※特別交付税措置(0.5)あり |
| 文書管理    | 公文書收受、起案、施行、廃棄までの文書管理、電子決裁        | 1,200人程度 |                                   |
| 人事・給与   | 人事管理、給与計算、年末調整、給与差額、給与実態調査、個人番号管理 | 5～10人程度  |                                   |
| 勤怠管理    | 打刻管理、休暇管理、時間外・特殊勤務手当等実績管理、電子決裁    | 1,200人程度 |                                   |
| 例規      | 例規・法令検索・法令改廃情報提供・判例検索、法制執務支援      | 1,200人程度 |                                   |
| 電子契約    | 電子契約締結手続、契約内容管理                   | 20程度     |                                   |
| グループウェア | 庁内連絡、メール等                         | 1,200程度  |                                   |

※パッケージソフトの利用を基本とし、カスタマイズが必要になる場合は最小限にとどめ運用保守経費を低減すること。

※システムの種別によって利用人数は異なる。(例:財務会計50名程度、勤怠管理1,200名程度など)

＜スケジュール ※現在の想定＞ **令和 9 年度前半の議決後、令和10年度の広域連合設置までに準備行為が必要**

| R 8   | R 9   |   | R 10  | R 11～   |
|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画案とりまとめ</li> <li>・仕様の検討</li> </ul> | <前半> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合等の議決</li> <li>・<b>補正予算の議決</b></li> </ul> | <後半> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画決定</li> <li>・<b>運用開始に向けた準備・整備</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合設置</li> <li>・<b>広域連合本部での運用開始</b></li> </ul> | <消防本部の一次統合以後> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所での運用開始</li> </ul> |



**行財政・消防関係システムの導入状況 (各消防本部に照会 ※調査基準日:R7.4.1)**

○:消防本部で独自に導入、■:市町村単位で導入

| システム種別    |               | 高知市 | 室戸市 | 安芸市 | 南国市 | 土佐市 | 土佐清水市 | 香南市 | 香美市 | 高吾北 | 高幡 | 仁淀 | 幡多中央 | 幡多西部 | 嶺北 | 中芸 |   |
|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|----|------|------|----|----|---|
| 行財政システム   | 財務会計          | ■   | ■   | ■   | ■   | ■   | ■     | ■   | ■   | ○   | ○  |    | ○    | ○    | ○  | ○  |   |
|           | 文書管理          | ■   |     | ■   |     | ■   |       | ■   | ■   |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 職員情報共有        | ■   | ■   | ■   | ■   |     | ■     | ■   | ■   |     |    | ○  | ○    |      |    |    |   |
|           | 庶務事務 (人事関係)   | ■   | ■   | ■   | ■   | ○※2 | ■     | ■   |     |     |    |    | ○    | ○    |    |    |   |
|           | 庶務事務 (給与関係)   | ■   | ■   | ■   | ■   | ■   | ■     | ■   | ■   |     | ○  | ○  | ○    | ○    | ○  | ○  |   |
|           | 庶務事務 (勤務管理関係) | ■   | ■   | ■   | ■   | ■   | ■     | ■   | ■   |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 庶務事務 (手当関係)   | ■   | ■   | ■   | ■   |     | ■     |     | ■   |     |    | ○  |      | ○    |    |    |   |
|           | 例規            | ■   | ■   | ■   | ■   | ■   | ■     | ■   | ■   |     |    |    |      | ○    | ■  |    | ○ |
|           | 旅費関係          | ■   |     |     |     |     |       |     |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 電子契約関係        | ■   |     |     |     |     |       |     |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
| 消防関係システム  | 火災事案管理        | ○   | ○   |     | ○   | ○   | ○     | ○   | ○   |     |    | ○  | ○    |      |    |    |   |
|           | 救急事案管理        | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○    | ○    | ○  |    |   |
|           | 救助事案管理        | ○   | ○   |     | ○   | ○   | ○     | ○   | ○   |     |    | ○  | ○    |      |    |    |   |
|           | 災害事案管理        | ○   |     |     | ○   |     |       | ○   |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 消防水利管理        | ■※1 |     | ○   | ○   | ○   |       | ○   |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 防火対象物管理       | ○   |     | ○   | ○   | ○   |       | ○   |     |     |    |    |      | ○    |    |    |   |
|           | 危険物施設管理       | ○   |     | ○   | ○   | ○   |       | ○   |     |     |    |    |      | ○    |    |    |   |
|           | 講習会管理         | ○   | ○   |     | ○   | ○   |       |     |     | ○   |    |    | ○    | ○    |    |    |   |
|           | 住宅防火管理        |     |     |     |     |     |       |     | ○   |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 備品・資機材管理      | ■   | ■   |     | ■   |     |       |     | ■   |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 消防団員管理        | ○   | ○   | ○   | ○   |     | ○     | ○   |     |     |    | ■  |      | ○    |    |    |   |
|           | 職員研修管理        | ○   |     |     |     | ○   |       |     |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
|           | 大規模災害時の情報収集   | ○   |     |     |     |     |       |     |     |     |    |    |      |      |    |    |   |
| 消防団への水利表示 | ○             |     |     |     |     |     |       |     |     |     |    |    |      |      |    |    |   |

※1:市導入に機能を付加、※2:職歴関係



|             |  |
|-------------|--|
| <b>対応素案</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A V M(車両動態管理システム)、火災予防に関する許認可や届出の電子申請化等、デジタル技術を活用して消防サービスの高度化や業務の効率化を図る。</li> <li>・ このため、一次統合時においては人員再配置と併せて、広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設け、広域連合の業務全体にわたるデジタル化に係る企画立案及び進行管理の機能を強化する。</li> </ul> |
|-------------|--|

**主な活用システム**

**(1) 車両動態管理システム (AVM) の導入**

- ・ 待機車両、出動車両等の管理  
 出動隊の出動可否状況や位置情報を常時把握することで、迅速な出場指令(直近指令)が可能となり現場到着時間の短縮につながる。

**(2) 消防業務支援システムの導入と消防指令システムとの連携**

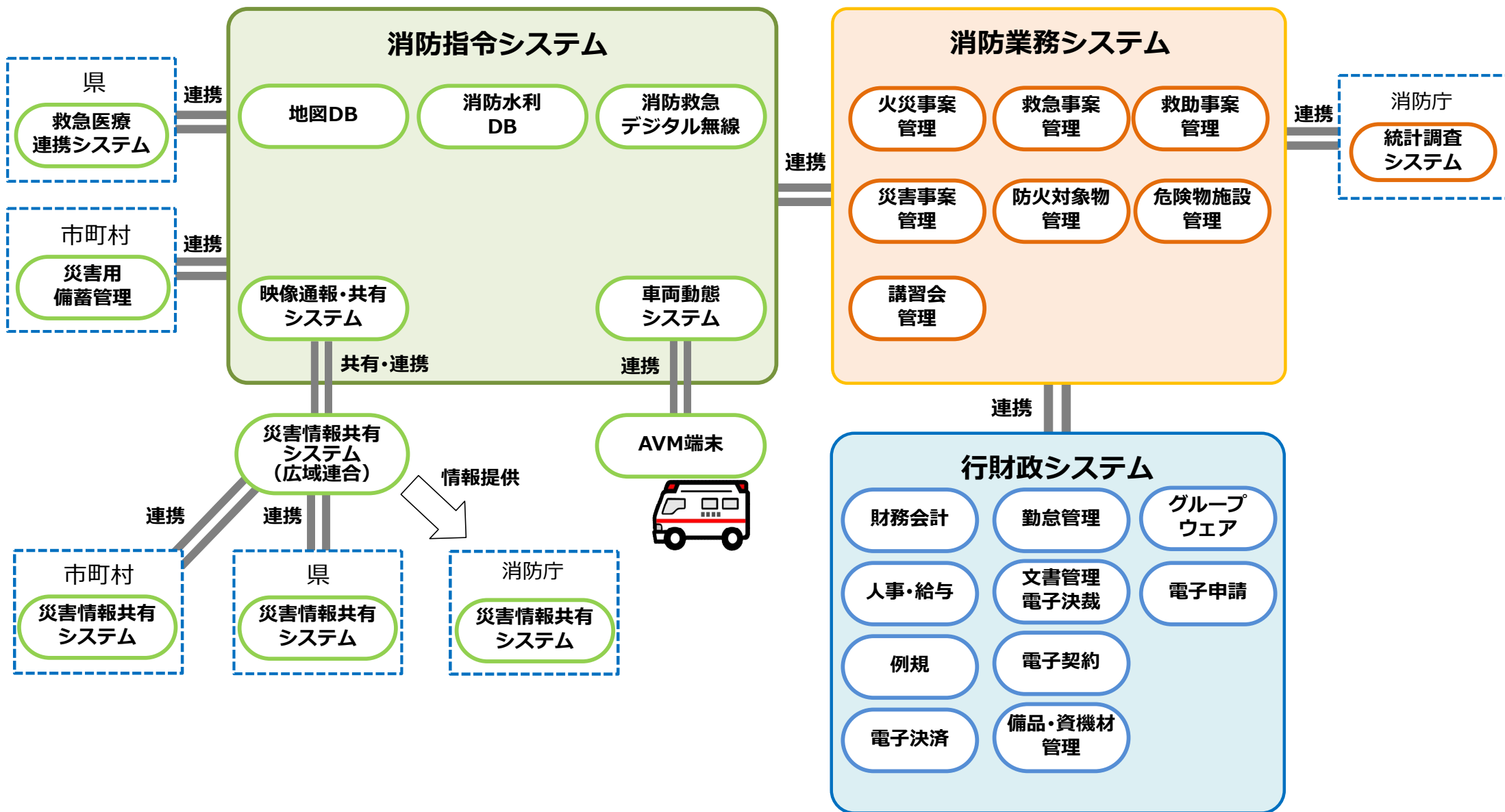
- ・ 各種事務の効率化  
 消防業務システムの導入により、各事案や防火対象物・危険物施設等の電子管理が可能となり統計調査や帳票が自動処理化されることで業務の効率化が図れ、職員の負担軽減につながる。また、行財政システムの導入による電子契約や電子決裁が可能となることで迅速な業務が可能。
- ・ 消防法令・関係法令及び火災予防条例に基づく届出や申請の電子化  
 電子申請によるオンライン申請や消防手数料の徴収を電子決済化にすることで利便性の向上につながる。
- ・ データベースの活用  
 消防指令システムとの連携により、防火対象物や危険物施設の台帳情報が119番入電時に把握でき、施設の規模・消防用設備・危険物情報(イエローブック等)を出動隊と共有することで、安全で効果的な現場活動につながる。

**(3) 災害現場情報を「見える化」するための、映像共有連携システムの導入を検討**

- ・ 消防車両やハイスペックドローン、関係機関の映像共有システムと連携  
 災害規模や特殊性を映像で把握することにより指令センターで適正な応援部隊の投入や各関係機関への早期の応援要請につながる。



【参考】消防指令システムと業務支援システムを活用した消防サービスの高度化・効率化イメージ



## 高知県消防広域化に関する実務協議会規約

(令和 8 年 4 月 1 日規約第 1 号)

## 第 1 章 設置に関する基本的事項

## (名称)

第 1 条 この協議会は、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (協議会の設置)

第 2 条 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町（以下「関係市町村」という。）、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合、仁淀消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、嶺北広域行政事務組合、中芸広域連合（以下「関係一部事務組合等」という。）及び高知県における、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 31 条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

## (協議会の構成団体)

第 3 条 協議会の構成団体は、関係市町村、関係一部事務組合等及び高知県とする。

## (協議事項)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 高知県消防広域化基本計画を基礎とした高知県消防広域化実施計画（法第 34 条の規定に基づく広域消防運営計画。以下「実施計画」という。）案の作成に関する事項

なお、以下の事項を前提条件にして検討・協議を行う。

①令和 15 年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和 16 年度から運用を開始すること。

②それまで（令和 16 年 4 月まで）の間に、県内 15 消防本部を 1 本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和 10 年 4 月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

(2) 消防広域化に係る調査研究に関する事項

(3) その他消防広域化に関し必要な事項

## 第 2 章 組織

### 第 1 節 協議会

#### （協議会の組織）

第 5 条 協議会は、委員 41 人をもって組織する。

- 2 委員は、別表 1 に定める委員をもって充てる。
- 3 協議会に会長 1 名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

#### （協議会の会長等の職務）

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

#### （協議会の会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、実施計画案に関する基本的な事項を決定する。

#### （会議の招集）

第 8 条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

#### （会議の運営）

第 9 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の協議事項その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第 2 節 専門部会等

#### （専門部会の組織）

第 10 条 効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

| 名称        | 協議事項等   |
|-----------|---|
| 総務部会      | (1) 協議会全体の運営の総括に関すること。<br>(2) 実施計画案全体の取りまとめ、広域化に必要な法規整備に関すること。<br>(3) 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。<br>(4) 先行的共同事業に関すること。 |
| 財務部会      | (1) 広域連合の財務、施設及び装備に関すること。<br>(2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。  |
| 消防業務部会    | (1) 消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること。<br>(2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。  |
| 通信・システム部会 | (1) 消防指令システムの共同化及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。）<br>(2) 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。 |

- 2 専門部会は、別表 2 に定める者をもって組織する。
- 3 専門部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（方面別部会の組織）

第 11 条 方面消防本部など地域単位において効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の方面の欄に定める方面別部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの担当する区域（市町村）における協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項とする。

| 方面  | 担当する区域（市町村）                          | 協議事項等  |
|-----|--------------------------------------|--|
| 安芸  | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 | 専門部会等における協議事項のうち、左記担当する区域における運営及び消防本部の統合の検討に関すること。 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村          |  |
| 中央  | 高知市                                  |  |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村             |  |
| 高幡  | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町                |  |
| 幡多  | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町           |  |

- 2 方面別部会は、別表 3 に定める者をもって組織する。
- 3 方面別部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（専門部会及び方面別部会の役員及び運営）

第 12 条 専門部会及び方面別部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会員及び方面別部会員の互選により選出する。
- 3 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、専門部会及び方面別部会の運営に準用する。この場合において、第 6 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と、第 8 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第 9 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協

議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と読み替えるものとする。

- 4 部会長は、専門部会間及び方面別部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、合同会議を開くことができる。
- 5 その他専門部会及び方面別部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 第3節 ワーキンググループ

（ワーキンググループの組織）

第13条 専門部会及び方面別部会での協議に当たり実務的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置できるものとする。

- 2 ワーキンググループは、関係市町村の担当課長等及び消防本部担当課長等をもって組織する。

### 第4節 協議会等事務局

（事務局）

第14条 協議会、専門部会、方面別部会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

- 2 協議会等の事務局は、構成団体の職員のうちから、会長が定める職員によって構成する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（事務局の所掌事務）

第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- （2）協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- （3）協議会等の会議に関すること。
- （4）協議会等の庶務に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項。

（事務局の設置場所）

第16条 事務局は、高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号高知県庁内に置く。

（経費）

第17条 協議会に要する経費は、県が負担する。

（その他）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条第 1 項関係）

| 委員         | 備考                       |
|------------|--------------------------|
| 井田 知也      | 有識者（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授） |
| 小林 恭一      | 有識者（危険物保安技術協会 技術顧問）      |
| 永田 尚三      | 有識者（関西大学社会安全学部 教授）       |
| 関係市町村の長    | 34 名                     |
| 高知県消防長会会長  |                          |
| 高知県消防長会副会長 | 2 名                      |
| 高知県知事      |                          |

別表 2（第 10 条第 2 項関係）

| 専門部会      | 構成員                         |
|-----------|-----------------------------|
| 総務部会      | 関係市町村の副市町村長 34 名            |
|           | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名       |
|           | 高知県危機管理部長                   |
| 財務部会      | 関係市町村の副市町村長 34 名            |
|           | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名       |
|           | 高知県危機管理部長                   |
| 消防業務部会    | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
|           | 消防本部の消防長 15 名               |
|           | 高知県危機管理部長                   |
| 通信・システム部会 | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
|           | 消防本部の消防長 15 名               |
|           | 高知県危機管理部長                   |

別表 3（第 11 条第 2 項関係）

| 方面  | 備考  |
|-----|---|
| 安芸  | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の副市町村長 |
|     | 室戸市消防本部、安芸市消防本部及び中芸広域連合消防本部の消防長             |
|     | 高知県危機管理部副部長                                 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の副市町村長          |
|     | 南国市消防本部、香南市消防本部、香美市消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部の消防長 |
|     | 高知県危機管理部副部長                                 |
| 中央  | 高知市の副市長                                     |
|     | 高知市消防局長                                     |
|     | 高知県危機管理部副部長                                 |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町及び日高村の副市町村長             |

| 方面 | 備考                                       |
|----|--|
|    | 土佐市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部及び仁淀消防組合消防本部の消防長  |
|    | 高知県危機管理部副部長                              |
| 高幡 | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町の副市町村長             |
|    | 高幡消防組合消防本部の消防長                           |
|    | 高知県危機管理部副部長                              |
| 幡多 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の副市町村長        |
|    | 土佐清水市消防本部、幡多中央消防組合消防本部及び幡多西部消防組合消防本部の消防長 |
|    | 高知県危機管理部副部長                              |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目                    | 関係部会 | 発言者                   | ご意見の内容  | 事務局の対応方針案   |
|-----|-----------------------|------|-----------------------|---|---|
| 1   | 1-11 署所配置             | 総務   | 片岡委員<br>(仁淀川町)        | 20年後、30年後も分署を守っていただきたい。   | 現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することを前提に、広域化の検討を進めています。<br>将来の消防署所の体制については、広域化後も市町村消防の原則は変わらないことから、今後も広域連合及び関係市町村間で協議されるものと考えています。 |
| 2   | 1-13 方面消防本部の管轄区域      | 総務   | 長崎委員<br>(東洋町)         | 安芸方面消防本部を安芸市に置くことになっているが、今後、道路事情が変わることも考慮して、方面消防本部の位置を協議しても良いのではないかと。 | 方面消防本部の位置については、まずは、方面内の市町村間で協議していただく必要があると考えています。   |
| 3   | 1-14 実施計画案（先行的共同事業含む） | 総務   | 楠瀬委員<br>(代理)<br>(須崎市) | 個別の論点の整理に関して、方面別部会や専門部会でさらに議論を深めるという理解でよいか。                           | 個別の論点は、方面別部会や専門部会、ワーキンググループ等で議論を深めていただく必要があると考えています。  |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目                    | 関係部会 | 発言者                   | ご意見の内容   | 事務局の対応方針案  |
|-----|-----------------------|------|-----------------------|--|--|
| 4   | 1-14 実施計画案（先行的共同事業含む） | 総務   | 楠瀬委員<br>（代理）<br>（須崎市） | 協議会で議決すべき事項はどのようなものが想定されるのか。各論に対して不同意とすることも可能なのか。<br>また、協議会から離脱することも可能と理解して良いか。その場合、消防広域化重点地域の変更が行われるのか。もしくは消防広域化重点地域に指定されているので、引き続き参加する必要があるのか。 | 協議会の議決事項は、実施計画案の作成にあると考えています。運営規程に定めた議決方法は、原則として全会一致としていますが、意見が分かれた場合は必要に応じて再議に付した上で、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する対応を規定しています。<br>県としては、まずは、全ての市町村のご理解が得られるように市町村間の調整に努め、離脱等の事態が生じないように取り組みたいと考えています。<br>また、基本計画において、県内全ての市町村を消防広域化重点地域に指定していますが、この指定は協議会への参加を強制するものではありません。しかし、基本計画は、全市町村と県が参加する消防広域化を目指すものであるため、市町村が協議会からの離脱を希望する場合には、その理由を踏まえて、その後の対応方針を他の市町村とともに協議して判断する必要があると考えています。 |
| 5   | 2-4 職員配置              | 総務   | 池田委員<br>（いの町）         | 3交替制勤務の導入を前提にして議論を進めていくのか。そうであれば、議会の理解を得られるのか心配。   | 3交替制などの必要最小限を超える処遇の均一化については、指令システムやデジタル無線の共同整備等による財政負担の節減効果が判明する令和13年度以降に検討してはどうかと考えています。  |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目        | 関係部会 | 発言者           | ご意見の内容  | 事務局の対応方針案  |
|-----|-----------|------|---------------|---|--|
| 6   | 3-3 採用・配置 | 総務   | 桑名委員<br>(高知市) | 現在、それぞれの消防本部に勤めている職員について、広域化後は方面内での異動があるのか。また、方面を超えての異動があるのか。                       | 基本計画では、大多数の職員が従来と同じ管轄区域内での人事異動の運用が想定されるとした上で、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて人事異動を検討するとしています。こうした考え方を基に、実施計画案を検討していただく必要があると考えています。                                |
| 7   | 3-3 採用・配置 | 総務   | 小田委員<br>(越知町) | 人材確保は中山間地域になるほど厳しい状況であり、高知市に近いエリアに勤務する希望が多いことが想定され、共同採用では優秀な人材が中山間地域に来てくれないのではないかと。 | 現状では、消防職員を目指す人材は勤務を希望する消防本部の採用試験を受け、合格した消防本部で採用されています。広域化後も、基本的には本人が希望する勤務先に配属されるよう配慮する必要があると考えています。共同採用による配属先の決定方法等について、専門部会等で実務的な検討を深める必要があると考えています。 |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| No. | 項目        | 関係部会 | 発言者           | ご意見の内容   | 事務局の対応方針案   |
|-----|-----------|------|---------------|--|---|
| 8   | 4-2 給料等   | 総務   | 小田委員<br>(越知町) | 消防職員の給与を均一化した場合、同一の一部事務組合内で、消防職員と消防職以外の職員との間で、給与に差が生じるのではないかと懸念されています。 | 基本計画では、広域化に際して、消防職員は一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとしています。その上で、広域連合では、高知市に準拠した新たな給料表を全ての消防職員に適用することで、処遇の均一化を図ることとしています。<br>具体的には、新採職員の給与を高知市並みとし、既存職員の給与については、移行前の給与月額を下回らない号俸（同額又は直近上位）に格付けることで、給与月額の変動をできる限り小さくすることをご提案しています。<br>これにより、一部事務組合を退職する消防職員と、それ以外の職員との間において給与の差が生じる場合は、新採等での若手職員で生じると考えています。 |
| 9   | 8-1 分賦金算定 | 財務   | 濱田委員<br>(香南市) | 分賦金の算定において、香南市が約 2,500万円と突出して負担増となった理由を教えてください。                        | 香南市は、共同整備する新たな指令システムと比較して現行システムが安価であるため、節減効果が小さくなっています。また、現行システムの整備に過疎債を充当しており、広域化のメリットである緊急防災・減災事業債の充当による節減効果が生じないと試算しています。<br>一方で、新たな指令システムにより、行政サービスが現状より向上します。<br>この結果、他の市町村より節減効果が小さくなり、財政負担が増加する試算結果となっています。  |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目        | 関係部会 | 発言者           | ご意見の内容   | 事務局の対応方針案  |
|-----|-----------|------|---------------|--|--|
| 10  | 8-1 分賦金算定 | 財務   | 濱田委員<br>(香南市) | 追加・臨時的経費の必要性について教えてほしい。  | 追加・臨時的経費として、職員の処遇に関する必要最小限の均一化に伴う経費の他、広域連合本部の執務室改修や業務システム整備などの経費を挙げています。<br>これらは広域連合を設置する場合に必要となる経費であると考えています。 |
| 11  | 8-1 分賦金算定 | 財務   | 平山委員<br>(南国市) | 指令システム及びデジタル無線の共同整備を令和13～15年度に実施することになっているが、これに係る分賦金をどの年度に拠出するのか。財源に地方債を充当するので、償還がいつからになるのかを把握したい。 | 指令システム及びデジタル無線の共同整備に係る分賦金については、現時点では、令和11～15年度までの各年度（設計着手から整備完了までの間）において拠出いただくことを想定しています。                      |
| 12  | 8-1 分賦金算定 | 財務   | 池田委員<br>(いの町) | 過疎債は経常経費に充当できないのではないか。   | お見込みのとおり、過疎債は経常経費に充当できません。起債は、指令システム及びデジタル無線の共同整備費といったイニシャルコストに充当することを想定しています。                                 |

## 第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| No. | 項目            | 関係部会    | 発言者           | ご意見の内容   | 事務局の対応方針案   |
|-----|---------------|---------|---------------|--|---|
| 13  | 8-1 分賦金算定     | 財務      | 片岡委員<br>(佐川町) | 高吾北 3 町では、高齢化の進展により救急需要の増加が見込まれる中、職員を広域連合本部に派遣して財政負担を軽減する場合、地域の救急体制の維持に支障が生じないよう十分配慮する必要がある。 | 職員配置と財政負担については、部会やワーキンググループ等で改めて検討していく必要があると考えています。   |
| 14  | 13-1 消防指令システム | 通信・システム | 高橋委員<br>(梶原町) | 県一の指令センターを整備した場合、どの場所で119番通報や指令を受け取るのか等、指令業務のイメージを教えてください。                                   | 県一の指令センターについては、高知市にある総合あんしんセンター内への設置を基本に検討・調整することとしています。<br>広域化後は、指令センターで119番通報を一括して受け付け、現場に最も近い消防署所に同センターから出動指令を出すことになると考えています。<br>なお、119番通報や出動指令に関する情報は、指令システムを通じて全ての消防署所で確認できるようになります。 |

| NO. | 項目                             | ご意見の内容  |
|-----|--------------------------------|---|
| 1   | 1 県推奨案による進め方<br>2 議決スケジュール     | 職員の確保に困っている消防本部はサービスが停滞するので、広域化を早く行うべき。                                   |
| 2   | 1 県推奨案による進め方<br>2 議決スケジュール     | 統合するのであれば、県一が現実的。   |
| 3   | 1 県推奨案による進め方<br>2 議決スケジュール     | 遅い統合を希望する市町村もある中で、統合時期については慎重に考えてもいいのではないかと。                              |
| 4   | 1 県推奨案による進め方<br>2 議決スケジュール     | 様々な要因も踏まえ、県の推奨案より遅い時期の統合がよい。  |
| 5   | 3 法定協議会の運営方法・施行日等              | 議決が行われた市町村の人口合計が3/4に達する見込みがない場合、法定協議会において具体的にどう見直しを行うのか考えておくべき。           |
| 6   | 3 法定協議会の運営方法・施行日等              | 議決が行われた市町村の人口合計が3/4に達しない場合、議決を得た市町村への影響を考慮すべき。                            |
| 7   | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法      | 成績順で配属先の希望を叶える方法では、都市部に人が集まり、郡部の人材確保に繋がらないのではないかと。地域枠についても、郡部への応募があるのか心配。 |
| 8   | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法      | 人材確保については、一定のスパンで人事異動する等の配慮が必要ではないかと。                                     |
| 9   | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法      | 人材確保に苦慮する地域で職員を確保するためには、職員が希望していない勤務地に人事異動となる可能性や新採職員の配置の考え方を示すべき。        |
| 10  | 5 組織構成や職員配置等の案、<br>3 交替制の導入の検討 | 3 交替制にこだわらず、地域の実情に応じた職員数で休暇が取れる体制にすればよいのではないかと。                           |
| 11  | 5 組織構成や職員配置等の案、<br>3 交替制の導入の検討 | 同じ組織でバラバラな勤務形態を将来的に統一する意識が必要ではないかと。                                       |
| 12  | 5 組織構成や職員配置等の案、<br>3 交替制の導入の検討 | 3 交替制の導入は財政負担が大きいので、早期の導入は反対であり、慎重に取り扱っていただきたい。                           |
| 13  | 6 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性           | 新採の給与水準の引上げに伴う格差は是正すべきだが、財政負担は最小限にとどめてもらいたい。                              |
| 14  | 6 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性           | 給与体系にしっかりとした考え方を持つ必要がある。指令システムの共同整備等の節減効果によって、処遇の均一化の内容を判断することに違和感がある。    |
| 15  | 8 分賦金の具体的な負担ルール                | 県の財政支援があれば良い。市町村消防の原則があり、経費を市町村が負担するのは当然かもしれないが、費用が増えるのであれば、広域化に乗るのは難しい。  |
| 16  | 8 分賦金の具体的な負担ルール                | 広域化には総論として賛成だが、財政負担や職員配置などの課題がある。県が人件費を支援できないのであれば、代替の財政支援を示していただきたい。     |